

平成30年度

地方税に関する参考計数資料

平成30年2月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（平成30年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（平成30年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成29年度）	40
14	超過課税の状況	44
15	法定外税の実施状況（平成29年度）	46
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成28年度）	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成28年度）	160
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成28年度）	162
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（平成28年度）	164
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（平成28年度）	172
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（平成28年度）	182
22	県民経済計算	184
23	主要経済指標の推移	186

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（平成30年度）

I 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成29年度 当初見込額 (A)	平 成 30 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成29年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成29年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	180,018	△ 3,113	176,905	24	1	25	176,930	△ 3,088	98.3	44.8
2. 市町村税	211,365	6,539	217,904	186	2	188	218,092	6,727	103.2	55.2
3. 合 計	391,383	3,426	394,809	210	3	213	395,022	3,639	100.9	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成29年度 当初見込額 (A)	平 成 30 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成29年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成29年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	146,849	777	147,626	27	1	28	147,654	805	100.5	37.4
2. 市町村税	244,534	2,649	247,183	183	2	185	247,368	2,834	101.2	62.6
3. 合 計	391,383	3,426	394,809	210	3	213	395,022	3,639	100.9	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成29年度 当初見込額 (A)	平成 30 年 度						平成29年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) —×100 (A) (%)
		平成29年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	58,792	△ 3,843	54,949		1	1	54,950	△ 3,842	93.5
個人均等割	924	13	937				937	13	101.4
所得割	47,939	△ 4,294	43,645				43,645	△ 4,294	91.0
法人均等割	1,409	0	1,409				1,409	0	100.0
法人税割	4,946	192	5,138		1	1	5,139	193	103.9
利子割	589	△ 104	485				485	△ 104	82.3
配当割	1,925	△ 287	1,638				1,638	△ 287	85.1
株式等譲渡所得割	1,060	637	1,697				1,697	637	160.1
2. 事業税	43,390	△ 957	42,433				42,433	△ 957	97.8
個人	2,030	47	2,077				2,077	47	102.3
法人	41,360	△ 1,004	40,356				40,356	△ 1,004	97.6
3. 地方消費税	45,993	1,075	47,068				47,068	1,075	102.3
譲渡割	33,374	1,460	34,834				34,834	1,460	104.4
貨物割	12,619	△ 385	12,234				12,234	△ 385	96.9
4. 不動産取得税	4,108	80	4,188	△ 2		△ 2	4,186	78	101.9
5. 道府県たばこ税	1,508	△ 130	1,378	29		29	1,407	△ 101	93.3
6. ゴルフ場利用税	449	△ 1	448				448	△ 1	99.8
7. 自動車取得税	1,319	350	1,669	△ 4		△ 4	1,665	346	126.2
8. 軽油引取税	9,310	181	9,491	1		1	9,492	182	102.0
9. 自動車税	15,174	84	15,258				15,258	84	100.6
10. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	31	44	75				75	44	241.9
普通税計	180,077	△ 3,117	176,960	24	1	25	176,985	△ 3,092	98.3
(II) 目的税									
1. 狩猟税	8	0	8				8	0	100.0
目的税計	8	0	8				8	0	100.0
(III) 道府県税小計	180,085	△ 3,117	176,968	24	1	25	176,993	△ 3,092	98.3
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 67	4	△ 63				△ 63	—	—
(V) 道府県税計	180,018	△ 3,113	176,905	24	1	25	176,930	△ 3,088	98.3

(単位：億円)

区 分	平成 30 年 度								(G) — × 100 (A) (%)
	平成29年度 当初見込額 (A)	平成29年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成29年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	93,440	6,306	99,746		2	2	99,748	6,308	106.8
個人均等割	2,156	29	2,185				2,185	29	101.3
所得割	71,827	5,821	77,648				77,648	5,821	108.1
法人均等割	4,065	91	4,156				4,156	91	102.2
法人税割	15,392	365	15,757		2	2	15,759	367	102.4
2. 固 定 資 産 税	89,844	457	90,301	5		5	90,306	462	100.5
土地	33,641	725	34,366	2		2	34,368	727	102.2
家屋	38,490	△ 369	38,121	3		3	38,124	△ 366	99.0
償却資産	16,826	116	16,942				16,942	116	100.7
純固定資産税小計	88,957	472	89,429	5		5	89,434	477	100.5
交付金	887	△ 15	872				872	△ 15	98.3
3. 軽自動車税	2,506	98	2,604				2,604	98	103.9
4. 市町村たばこ税	9,228	△ 795	8,433	181		181	8,614	△ 614	93.3
5. 鉱産税	21	△ 3	18				18	△ 3	85.7
6. 特別土地保有税	17	△ 9	8				8	△ 9	47.1
普通税計	195,056	6,054	201,110	186	2	188	201,298	6,242	103.2
(II) 目 的 税									
1. 入湯税	223	4	227				227	4	101.8
2. 事業所税	3,666	59	3,725				3,725	59	101.6
3. 都市計画税	12,575	468	13,043				13,043	468	103.7
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	16,464	531	16,995				16,995	531	103.2
(III) 市 町 村 税 小 計	211,520	6,585	218,105	186	2	188	218,293	6,773	103.2
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 155	△ 46	△ 201				△ 201	—	—
(V) 市 町 村 税 計	211,365	6,539	217,904	186	2	188	218,092	6,727	103.2

II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成29年度 当初見込額 (A)	平 成 30 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		平成29年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	平成29年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,560	△ 46	2,514		2,514	△ 46	98.2
2.石油ガス譲与税	83	△ 3	80		80	△ 3	96.4
3.自動車重量譲与税	2,560	115	2,675		2,675	115	104.5
4.航空機燃料譲与税	149	0	149		149	0	100.0
5.特別とん譲与税	125	0	125		125	0	100.0
6.地方法人特別譲与税	19,887	322	20,209	2	20,211	324	101.6
合 計	25,364	388	25,752	2	25,754	390	101.5

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 税制改正による増減収見込額（平成30年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 個人所得課税の見直し	29 29	53 53	82 82			
2 法人事業税 ガス中小事業者に係る課税方式の変更	△ 15 △ 15		△ 15 △ 15			
3 不動産取得税 一定の住宅用地に係る税額の減額措置の拡充等	△ 2 △ 2		△ 2 △ 2	△ 2 △ 2		△ 2 △ 2
4 地方たばこ税 たばこ税の見直し	165 165	1,017 1,017	1,182 1,182	29 29	181 181	210 210
5 自動車取得税 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の拡充	△ 4 △ 4		△ 4 △ 4	△ 4 △ 4		△ 4 △ 4
6 軽油引取税 課税免除の特例措置の見直し	1 1		1 1	1 1		1 1
7 固定資産税 (1) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援 (2) その他		△ 98 △ 110 12	△ 98 △ 110 12		5 5	5 5
合 計	174	972	1,146	24	186	210
国税の税制改正に伴うもの	△ 20	△ 2	△ 22	1	2	3
法人住民税 法人事業税 地方消費税	0 11 △ 31	△ 2	△ 2 11 △ 31	1 0	2	3 0
再 計	154	970	1,124	25	188	213

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

(注2) 「1 個人住民税 個人所得課税の見直し」には、給与所得控除、公的年金等控除等に係る国税の税制改正に伴うものを含む。

(注3) 「4 地方たばこ税 たばこ税の見直し」の平年度の増収見込額は、平成34年10月以降に適用される改正の増収見込額である。

(注4) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収額は、初年度2億円と見込まれる。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	5,026,362	104.2	3,683,506	100.4
7	5,164,065	102.7	3,784,796	102.7
8	5,287,664	102.4	3,913,605	103.4
9	5,333,382	100.9	3,884,837	99.3
10	5,260,134	98.6	3,782,396	97.4
11	5,219,883	99.2	3,770,032	99.7
12	5,285,127	101.2	3,859,685	102.4
13	5,190,735	98.2	3,743,078	97.0
14	5,147,644	99.2	3,726,487	99.6
15	5,179,306	100.6	3,779,521	101.4
16	5,211,802	100.6	3,826,819	101.3
17	5,256,922	100.9	3,873,557	101.2
18	5,290,766	100.6	3,923,513	101.3
19	5,309,973	100.4	3,922,979	100.0
20	5,094,658	95.9	3,639,913	92.8
21	4,920,704	96.6	3,534,222	97.1
22	4,992,810	101.5	3,619,241	102.4
23	4,940,172	98.9	3,584,029	99.0
24	4,944,780	100.1	3,598,267	100.4
25	5,072,460	102.6	3,742,189	104.0
26	5,184,685	102.2	3,791,868	101.3
27	5,339,044	103.0	3,903,050	102.9
28	5,392,543	101.0	3,917,156	100.4
29 実績見込	5,503,000	102.0	4,029,000	102.8
30 見込	5,643,000	102.5	4,141,000	102.8

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成28年度までは「国民経済計算」による実績、平成29年度実績見込及び平成30年度見込は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成30年1月22日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成28年度までは実績、平成29年度実績見込及び平成30年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成22年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成28年度までは実績、平成29年度実績見込及び平成30年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数22年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.7	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.9	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.7	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
8.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	31
9.2	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	32
9.2	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	33
11.5	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	34
14.0	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	35
16.7	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	36
17.5	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	37
20.3	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	38
22.8	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
23.6	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
27.6	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	41
32.7	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	42
37.5	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	43
43.8	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	44
48.6	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	45
49.5	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
54.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	47
61.4	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	48
55.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
52.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
58.7	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
60.6	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
64.8	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
70.0	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
71.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	55
72.9	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	56
72.5	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	57
76.6	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	58
83.0	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
85.0	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	60
84.9	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
90.0	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	62
97.8	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	63
102.1	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
107.1	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
106.4	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
100.1	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	4
96.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	5
99.4	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	6
101.5	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
104.9	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
106.1	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
98.8	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
101.5	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
105.8	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
96.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
98.9	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
101.8	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
105.7	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
107.4	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
112.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
115.4	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
101.0	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
91.4	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
99.4	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
98.7	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
95.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24
				(361,317)	(101.2)	
98.9	103.2	974,120	101.0	353,743	102.7	25
				(373,545)	(103.4)	
98.4	99.5	985,228	101.1	367,855	104.0	26
				(391,733)	(104.9)	
97.5	99.1	984,052	99.9	390,986	106.3	27
				(412,012)	(105.2)	
98.6	101.1	981,415	99.7	393,924	100.8	28
				(411,700)	(99.9)	
-	104.7	879,986	89.7	395,831	100.5	29 実績見込
				(414,581)	(100.7)	
-	102.7	881,087	100.1	403,074	101.8	30 見込
				(423,285)	(102.1)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成28年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成29年度実績見込及び平成30年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、平成28年度までは決算額、平成29年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成30年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)
昭和5年度		1,103	百万円	64.7
8		1,002		64.3
10		1,202		65.5
14		2,933		79.5
16		4,931	(4,508)	84.9 (77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1 (85.4)
25		5,702	億円 (4,617)	75.2 (60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1 (57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7 (58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5 (56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6 (53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2 (54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8 (57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1 (56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3 (54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2 (53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3 (54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9 (52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4 (51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2 (51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3 (52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6 (51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5 (50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6 (50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5 (50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4 (51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7 (47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0 (48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7 (47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6 (45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5 (48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0 (48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1 (46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7 (44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2 (47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3 (48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1 (47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7 (46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5 (48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7 (48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4 (47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2 (45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2 (47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3 (46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4 (44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0 (45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4 (46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0 (45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1 (43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6 (42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8 (41.7)
11		492,139	<367,165> (355,206)	58.4 <43.6> (42.2)
12		527,209	<379,358> (368,005)	59.7 <43.0> (41.7)
13		499,684	<356,149> (321,060)	58.4 <41.6> (37.5)
14		458,442	<334,172> (287,309)	57.9 <42.2> (36.3)
15		453,694	<340,612> (272,765)	58.1 <43.6> (35.0)
16		481,029	<343,833> (303,113)	58.9 <42.1> (37.1)
17		522,905	<364,797> (332,569)	60.0 <41.9> (38.2)
18		541,169	<357,191> (339,172)	59.7 <39.4> (37.4)
19		526,558	<376,208> (360,754)	56.7 <40.5> (38.8)
20		458,309	<329,594> (288,858)	53.7 <38.6> (33.8)
21		402,433	<300,653> (223,734)	53.4 <39.9> (29.7)
		【 395,693 】		【 52.5 】
22		437,074	<308,602> (238,603)	56.0 <39.6> (30.6)
		【 422,875 】		【 54.2 】
23		451,754	<315,890> (246,665)	56.9 <39.8> (31.1)
		【 436,194 】		【 55.0 】
24		470,492	<338,819> (273,022)	57.7 <41.6> (33.5)
		【 453,794 】		【 55.7 】
25		512,274	<366,583> (313,801)	59.2 <42.3> (36.2)
		【 492,264 】		【 56.9 】
26		578,492	<420,536> (376,032)	61.1 <44.4> (39.7)
		【 554,547 】		【 58.6 】
27		599,694	<422,005> (400,082)	60.5 <42.6> (40.4)
		【 578,888 】		【 58.4 】
28		589,563	<421,937> (391,830)	59.9 <42.9> (39.8)
		【 571,747 】		【 58.1 】
29 実績見込		613,085	<441,043> (422,757)	60.8 <43.7> (41.9)
		【 594,303 】		【 58.9 】
30 見込		628,432	<449,562> (436,995)	60.9 <43.6> (42.4)
		【 608,172 】		【 59.0 】

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成28年度までは決算額、平成29年度は実績見込額、平成30年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、平成28年度までは決算額、平成29年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成30年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事

地 方 税		租 税 総 額		区分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C	年度	
601 百万円	35.3	1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557	35.7	1,559		8
632	34.5	1,834		10
757	20.5	3,690		14
879	15.1 (22.4)	5,810		16
986	7.9 (14.6)	12,527		20
1,883 億円	24.8 (39.1)	7,585 億円		25
3,815	28.9 (42.8)	13,178		30
4,499	29.3 (41.6)	15,361		31
5,272	30.5 (43.9)	17,287		32
5,439	31.4 (46.1)	17,343		33
6,109	30.8 (45.5)	19,823		34
7,442	29.2 (42.9)	25,452		35
9,065	28.9 (43.2)	31,334		36
10,567	30.7 (45.7)	34,464		37
12,129	30.8 (46.4)	39,435		38
13,996	30.7 (45.9)	45,588		39
15,494	32.1 (48.0)	48,279		40
17,686	32.6 (48.9)	54,316		41
21,495	32.8 (49.0)	65,441		42
25,801	32.7 (47.7)	79,021		43
30,902	32.4 (48.8)	95,434		44
37,507	32.5 (49.2)	115,239		45
42,358	33.4 (50.0)	126,784		46
50,044	32.5 (49.2)	154,021		47
64,913	31.6 (48.3)	205,386		48
82,375	34.3 (52.8)	239,919		49
81,548	36.0 (51.9)	226,591		50
95,641	36.3 (52.1)	263,661		51
110,052	37.4 (54.5)	294,393		52
122,371	34.5 (51.1)	354,610		53
140,315	36.0 (51.7)	389,881		54
158,938	35.9 (54.0)	442,626		55
173,255	36.3 (55.1)	477,806		56
186,286	36.8 (52.4)	506,317		57
198,413	36.7 (51.2)	540,034		58
214,939	36.9 (53.0)	582,687		59
233,165	37.3 (53.8)	624,667		60
246,282	36.5 (51.6)	674,792		61
272,040	36.3 (51.7)	750,108		62
301,169	36.6 (52.6)	823,107		63
317,951	35.8 (54.7)	889,312		平成 元 年 度
334,504	34.8 (53.0)	962,302		2
350,727	35.7 (53.5)	982,837		3
345,683	37.6 (55.1)	919,647		4
335,913	37.0 (54.6)	907,055		5
325,391	37.6 (53.7)	865,398		6
336,750	38.0 (54.1)	886,380		7
350,937	38.9 (56.2)	903,198		8
361,555	39.4 (57.8)	917,562		9
359,222	41.2 (58.3)	871,199		10
350,261 <475,235>	41.6 <56.4> (57.8)	842,400		11
355,464 <503,315>	40.3 <57.0> (58.3)	882,673		12
355,488 <499,023>	41.6 <58.4> (62.5)	855,172		13
333,785 <458,055>	42.1 <57.8> (63.7)	792,227		14
326,657 <439,739>	41.9 <56.4> (65.0)	780,351		15
335,388 <472,584>	41.1 <57.9> (62.9)	816,417		16
348,044 <506,152>	40.0 <58.1> (61.8)	870,949		17
365,062 <549,040>	40.3 <60.6> (62.6)	906,231		18
402,668 <553,018>	43.3 <59.5> (61.2)	929,226		19
395,585 <524,300>	46.3 <61.4> (66.2)	853,894		20
351,830 <453,609>	46.6 <60.1> (70.3)	754,262		21
【 358,234 】	【 47.5 】	【 753,928 】		
343,163 <471,635>	44.0 <60.4> (69.4)	780,237		22
【 357,323 】	【 45.8 】	【 780,198 】		
341,714 <477,578>	43.1 <60.2> (68.9)	793,468		23
【 357,142 】	【 45.0 】	【 793,336 】		
344,608 <476,281>	42.3 <58.4> (66.5)	815,100		24
【 361,317 】	【 44.3 】	【 815,111 】		
353,743 <499,434>	40.8 <57.7> (63.8)	866,017		25
【 373,545 】	【 43.1 】	【 865,809 】		
367,855 <525,810>	38.9 <55.6> (60.3)	946,346		26
【 391,733 】	【 41.4 】	【 946,280 】		
390,986 <568,675>	39.5 <57.4> (59.6)	990,679		27
【 412,012 】	【 41.6 】	【 990,900 】		
393,924 <561,549>	40.1 <57.1> (60.2)	983,486		28
【 411,700 】	【 41.9 】	【 983,447 】		
395,831 <567,873>	39.2 <56.3> (58.1)	1,008,916		29 実 績 見 込
【 414,581 】	【 41.1 】	【 1,008,884 】		
403,074 <581,944>	39.1 <56.4> (57.6)	1,031,506		30 見 込
【 423,285 】	【 41.0 】	【 1,031,457 】		

業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和35年度	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29実績見込	991,095	879,986	88.8
30見 込	977,128	881,087	90.2

(注) 1 国の歳出は平成28年度までは決算額、平成29年度実績見込は補正後予算額、平成30年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、平成28年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、平成29年度実績見込及び平成30年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成28年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,683,506	540,007	325,391	865,398	14.7	8.8	23.5
7	3,784,796	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.4
8	3,913,605	552,261	350,937	903,198	14.1	9.0	23.1
9	3,884,837	556,007	361,555	917,562	14.3	9.3	23.6
10	3,782,396	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,770,032	492,139	350,261	842,400	13.1	9.3	22.3
12	3,859,685	527,209	355,464	882,673	13.7	9.2	22.9
13	3,743,078	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.8
14	3,726,487	458,442	333,785	792,227	12.3	9.0	21.3
15	3,779,521	453,694	326,657	780,351	12.0	8.6	20.6
16	3,826,819	481,029	335,388	816,417	12.6	8.8	21.3
17	3,873,557	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.5
18	3,923,513	541,169	365,062	906,231	13.8	9.3	23.1
19	3,922,979	526,558	402,668	929,226	13.4	10.3	23.7
20	3,639,913	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.5
21	3,534,222	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.3
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.1)	(21.3)
22	3,619,241	437,074	343,163	780,237	12.1	9.5	21.6
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.7)	(9.9)	(21.6)
23	3,584,029	451,754	341,714	793,468	12.6	9.5	22.1
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.1)
24	3,598,267	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.7
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.6)	(10.0)	(22.7)
25	3,742,189	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.1
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.1)
26	3,791,868	578,492	367,855	946,346	15.3	9.7	25.0
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.6)	(10.3)	(25.0)
27	3,903,050	599,694	390,986	990,679	15.4	10.0	25.4
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.8)	(10.6)	(25.4)
28	3,917,156	589,563	393,924	983,486	15.1	10.1	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29実績見込	4,029,000	613,085	395,831	1,008,916	15.2	9.8	25.0
		(594,303)	(414,581)	(1,008,884)	(14.8)	(10.3)	(25.0)
30見 込	4,141,000	628,432	403,074	1,031,506	15.2	9.7	24.9
		(608,172)	(423,285)	(1,031,457)	(14.7)	(10.2)	(24.9)

(注) 1 国民所得は、平成28年度までは実績、平成29年度実績見込額及び平成30年度見込は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成30年1月22日閣議決定)における額である。
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成28年度までは決算額、平成29年度実績見込額、平成30年度見込は当初予算額である。
 なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成28年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成29年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成30年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29 実 績 見 込	479,321	309,468	788,788	985,985
	(464,636)	(324,127)	(788,763)	(985,954)
30 見 込	491,319	315,130	806,449	1,008,061
	(475,480)	(330,932)	(806,411)	(1,008,014)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、平成29年度及び平成30年度は、平成29年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 額		税 直 接		税 間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 10 年度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平成 2 年度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
9	917,562	100.0	666,446	72.6	251,116	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
23	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0
	(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
24	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3
	(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
25	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
	(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
27	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
	(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
28	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0
	(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
29 実績見込	1,008,916	100.0	677,084	67.1	331,832	32.9
	(1,008,884)	(100.0)	(677,052)	(67.1)	(331,832)	(32.9)
30 見込	1,031,506	100.0	694,477	67.3	337,029	32.7
	(1,031,457)	(100.0)	(694,428)	(67.3)	(337,029)	(32.7)

区分 年度	国		税		税 間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 10 年度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,364	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,042	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平成 2 年度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
22	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
23	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
24	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
25	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
26	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
	(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
27	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
	(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
28	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3
	(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)
29 実績見込	613,085	100.0	353,841	57.7	259,244	42.3
	(594,303)	(100.0)	(335,059)	(56.4)	(259,244)	(43.6)
30 見込	628,432	100.0	365,066	58.1	263,366	41.9
	(608,172)	(100.0)	(344,806)	(56.7)	(263,366)	(43.3)

地 方 税		間 接 税 等		区 分
金 額	比 率	金 額	比 率	
632百万円	100.0%	587百万円	92.9%	昭和10年度
784	100.0	721	92.0	15
1,883億円	100.0	1,601億円	85.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	30
7,442	100.0	5,778	77.6	35
15,494	100.0	12,013	77.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	45
81,548	100.0	67,375	82.6	50
158,938	100.0	133,763	84.2	55
233,165	100.0	199,520	85.6	60
334,504	100.0	300,607	89.9	2
336,750	100.0	296,227	88.0	7
361,555	100.0	314,119	86.9	9
359,222	100.0	296,625	82.6	10
350,261	100.0	288,613	82.4	11
355,464	100.0	294,928	83.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	13
333,785	100.0	276,325	82.8	14
326,657	100.0	269,766	82.6	15
335,388	100.0	276,273	82.4	16
348,044	100.0	289,768	83.3	17
365,062	100.0	305,990	83.8	18
402,668	100.0	344,962	85.7	19
395,585	100.0	341,542	86.3	20
351,830	100.0	300,829	85.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(14.2)
343,163	100.0	290,137	84.5	15.5
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(14.8)
341,714	100.0	288,841	84.5	15.5
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(14.8)
344,608	100.0	291,540	84.6	15.4
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(14.7)
353,743	100.0	299,683	84.7	15.3
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(14.5)
367,855	100.0	310,667	84.5	15.5
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(14.6)
390,986	100.0	314,746	80.5	19.5
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(18.5)
393,924	100.0	320,337	81.3	18.7
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(17.9)
395,831	100.0	323,243	81.7	18.3
(414,581)	(100.0)	(341,993)	(82.5)	(17.5)
403,074	100.0	329,411	81.7	18.3
(423,285)	(100.0)	(349,622)	(82.6)	(17.4)

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成28年度までは決算額、平成29年度は実績見込額、平成30年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、平成28年度までは決算額、平成29年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成30年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地 方 譲 与 税
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	国 庫 支 出 金
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	そ の 他
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	小 計
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	地 方 債
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	繰 越 金
												市 町 村 計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合 計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地 方 譲 与 税
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	国 庫 支 出 金 等
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	そ の 他
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	小 計
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	地 方 債
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	繰 越 金
												合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 県 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都道府県計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市町村計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	

(単位 百万円)

平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
16,809,190	32.6	38.8	17,794,000	34.4	40.4	20,142,594	38.7	44.7	20,251,648	39.2	45.2	都道府県
2,136,827	4.1	4.9	2,534,609	4.9	5.8	2,257,839	4.3	5.0	1,924,835	3.7	4.3	地 方 税
50,209	0.1	0.1	47,675	0.1	0.1	47,547	0.1	0.1	49,320	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
8,848,887	17.2	20.4	8,878,785	17.2	20.2	8,845,703	17.0	19.6	9,049,996	17.5	20.2	地 方 特 例 交 付 金
7,342,456	14.2	16.9	6,396,163	12.4	14.5	6,264,392	12.0	13.9	6,452,566	12.5	14.4	地 方 交 付 税
8,169,992	15.8	18.8	8,410,523	16.3	19.1	7,497,741	14.4	16.6	7,065,288	13.7	15.8	国 庫 支 出 金
43,357,561	84.1	100.0	44,061,755	85.2	100.0	45,055,816	86.6	100.0	44,793,653	86.8	100.0	そ の 他
6,781,018	13.1	—	6,143,605	11.9	—	5,528,081	10.6	—	5,526,059	10.7	—	小 計
1,434,039	2.8	—	1,489,597	2.9	—	1,465,987	2.8	—	1,303,378	2.5	—	地 方 債
51,572,618	100.0	—	51,694,957	100.0	—	52,049,884	100.0	—	51,623,090	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
18,565,095	32.6	37.3	18,991,451	32.7	37.4	18,955,969	32.3	36.7	19,140,743	32.8	37.1	地 方 税
422,015	0.7	0.8	402,257	0.7	0.8	421,408	0.7	0.8	415,397	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
75,313	0.1	0.2	71,513	0.1	0.1	71,321	0.1	0.1	73,980	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
8,746,566	15.3	17.6	8,552,643	14.7	16.8	8,544,937	14.5	16.5	8,189,012	14.0	15.9	地 方 交 付 税
12,619,537	22.1	25.4	12,780,929	22.0	25.2	12,902,014	22.0	25.0	13,130,551	22.5	25.5	国 庫 支 出 金
9,317,641	16.3	18.7	9,993,266	17.2	19.7	10,795,362	18.4	20.9	10,617,032	18.2	20.6	そ の 他
49,746,167	87.2	100.0	50,792,059	87.4	100.0	51,691,011	88.0	100.0	51,566,715	88.3	100.0	小 計
5,525,970	9.7	—	5,398,835	9.3	—	5,187,137	8.8	—	4,889,191	8.4	—	地 方 債
1,756,383	3.1	—	1,939,645	3.3	—	1,850,534	3.2	—	1,944,822	3.3	—	繰 越 金
57,028,520	100.0	—	58,130,539	100.0	—	58,728,682	100.0	—	58,400,728	100.0	—	市 町 村 計
												純計
35,374,285	35.0	41.3	36,785,451	36.0	42.2	39,098,563	38.4	44.5	39,392,391	38.8	44.9	地 方 税
2,558,842	2.5	3.0	2,936,867	2.9	3.4	2,679,246	2.6	3.0	2,340,232	2.3	2.7	地 方 譲 与 税
125,522	0.1	0.1	119,188	0.1	0.1	118,868	0.1	0.1	123,300	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
17,595,454	17.4	20.5	17,431,428	17.1	20.0	17,390,640	17.1	19.8	17,239,008	17.0	19.6	地 方 交 付 税
16,447,021	16.3	19.2	15,461,868	15.1	17.7	15,221,213	14.9	17.3	15,629,138	15.4	17.8	国 庫 支 出 金 等
13,523,439	13.4	15.8	14,400,967	14.1	16.5	13,404,435	13.2	15.2	13,100,302	12.9	14.9	そ の 他
85,624,563	84.7	100.0	87,135,769	85.4	100.0	87,912,965	86.3	100.0	87,824,371	86.6	100.0	小 計
12,284,850	12.2	—	11,518,456	11.3	—	10,688,010	10.5	—	10,387,277	10.2	—	地 方 債
3,190,422	3.2	—	3,429,242	3.4	—	3,316,521	3.3	—	3,248,200	3.2	—	繰 越 金
101,099,835	100.0	—	102,083,467	100.0	—	101,917,496	100.0	—	101,459,848	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉦区	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685		1,887		2,126		2,400		—	
荷車税	1,175	2.4	1,189	2.0	1,229	1.8	1,245	1.8	—	
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉦産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道府県税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道府県民税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事業税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別所得税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不動産取得税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道府県たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入場税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娯楽施設利用税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自動車税
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	鉦区税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	漁業権税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	狩猟者税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	法定外普通税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	道府県固定資産税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	旧法による税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水利地益税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽油引取税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市町村税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市町村民税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個人均等割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所得割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法人均等割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法人税割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固定資産税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償却資産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純固定資産税小計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交付金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納付金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自転車荷車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷車税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽自動車税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市町村たばこ消費税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電気ガス税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦産税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木材引取税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入湯税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広告税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧法による税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入湯税(目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都市計画税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水利地益税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共同施設税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地方税

- 6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。
- 7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。
- 8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。
- 11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉱 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉱 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個 人 均 等 割
								197,116	11.4	{ 所 得 割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法 人 均 等 割
								125,112	7.2	{ 法 人 税 割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個 人 分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法 人 分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不 動 産 取 得 税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娛 楽 施 設 利 用 税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税
										{ (遊 興 飲 食 税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自 動 車 税
825		802		846		878		861		鉦 区 税
393		435		491		546		604		{ 狩 猟 者 登 録 税
										{ (狩 猟 免 許 税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法 定 外 普 通 税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道 府 県 固 定 資 産 税
15		2		1		1		15		旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自 動 車 取 得 税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽 油 引 取 税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市 町 村 税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個 人 均 等 割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所 得 割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法 人 均 等 割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法 人 税 割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固 定 資 産 税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純 固 定 資 産 税 小 計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽 自 動 車 税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市 町 村 た ば こ 消 費 税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電 気 ガ ス 税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木 材 引 取 税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法 定 外 普 通 税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧 法 に よ る 税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土 地 税	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋 税	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電 気 税	—	—	—	—	—	—	—	—	147,039	3.7
（電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガ ス 税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地 方 税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592	0.1	530	0.1	993	0.2	961	0.2	1,029	0.2	鉾 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
183		355		821		3,401		4,589		法定外普通税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道府県固定資産税
6		4		1		3		0		旧法による税
174,990		4.5		188,018		4.2		210,076		4.1
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	軽油引取税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	入 猟 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地 税
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋 税
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産 税
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電気ガス税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉾 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
7,153	5.1	8,790	6.2	9,318	6.2	12,677	7.5	13,172	7.4	入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事業所税
195,498		224,990		252,487		372,479		424,715		都市計画税
265		257		267		282		294		水利地益税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	共同施設税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉱区税	1,009	} 0.2	967	} 0.2	910	} 0.3	958	} 0.3	935	} 0.3
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2	0	0	0	0					
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉱産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024	} 7.3	13,021	} 7.1	13,232	} 7.2	13,001	} 7.3	13,533	} 7.2
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—	—	—	—	—					
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率							
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉾区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉾産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613	0.3	594	0.2	580	0.2	537	0.2	492	0.3	鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903		21,256		21,980		20,467		20,211		法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
市 町 村 税										
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006	8.2	20,823	8.3	21,733	8.3	22,207	7.9	22,612	8.2	入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515		1,304,476		1,369,145		1,325,671		1,352,233		都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道府県税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道府県民税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事業税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地方消費税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲渡割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨物割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不動産取得税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道府県たばこ税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴルフ場利用税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特別地方消費税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自動車税
409		407		407		401		396		鉦区税
—		—		—		—		—		狩猟者登録税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法定外普通税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道府県固定資産税
22		15		4		5		3		旧法による税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自動車取得税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽油引取税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入猟税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩猟税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法定外目的税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市町村税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市町村民税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固定資産税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償却資産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純固定資産税小計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交付金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納付金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽自動車税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市町村たばこ税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦産税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特別土地保有税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法定外普通税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧法による税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入湯税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事業所税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都市計画税
94		53		51		47		42		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法定外目的税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
鉾区税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩猟税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
鉾産税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	-		-		-		-		-	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地方税	35,182,954	-	34,316,330	-	34,171,416	-	34,460,760	-	35,374,285	-

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	個人均等割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	所得割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	法人均等割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	法人税割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	利子割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	配当割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	株式等譲渡所得割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	(個人分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	(法人分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	譲渡割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	貨物割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	自 動 車 税
332		327		331		鉦 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		旧法による税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	計
						市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	個人均等割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	所得割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	法人均等割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	法人税割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	土地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	家屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	償却資産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	交付金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	鉦 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		22,427		入 湯 税
355,597		361,325		365,941		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	都 市 計 画 税
29		28		28		水 利 地 益 税
—		—		—		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	計
36,785,451	—	39,098,563	—	39,392,391	—	地 方 税

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度			
	指 数	前 年 比	年 比	指 数	前 年 比	年 比	指 数	前 年 比	年 比	指 数	前 年 比	年 比	指 数	前 年 比	年 比	指 数	前 年 比	年 比	指 数	前 年 比	年 比	指 数	前 年 比	年 比	
道府県税		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%	
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100									
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102									
所得割	321	144	543	100	126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108									
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111									
法人税割	-	-	-	-	125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107									
利子割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81									
配当割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101									
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102									
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101									
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
貨物割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119									
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101									
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99									
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97									
自動車取得税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105									
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102									
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104									
鉦区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97									
狩猟者登録税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96									
法定外税及び旧法による	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89									
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74									
入猟税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96									
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102									
市町村税																									
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104									
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102									
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104									
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104									
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103									
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106									
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107									
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106									
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102									
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107									
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-									
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104									
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101									
電気	-	-	-	-	-	-	-	101	148	148	105	-	-	-	-	-									
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-									
ガス	-	-	-	-	-	-	-	80	153	99	99	-	-	-	-	-									
鉦産税	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97									
木材引取税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-									
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97									
法定外税及び旧法による	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51									
入湯	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104									
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98									
都市計画	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106									
水利地益	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100									
共同施設	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104									
地方税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103									

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。
 2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。
 なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。
 また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		区 分
指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	
18,995	125	15,133	105	23,116	95	23,758	104	25,085	106	26,074	104	25,792	99	24,866	96	道府県税
1,460	99	1,667	114	2,397	99	2,481	102	2,486	100	3,459	139	3,522	102	3,640	103	道府県民税
1,187	97	1,116	104	2,239	93	2,289	104	2,314	101	2,337	101	2,374	102	2,421	102	個人均等割
19,548	103	21,316	102	21,757	102	21,705	100	22,017	101	22,012	100	22,009	100	22,679	103	所得割
554	109	658	114	489	113	548	107	553	101	651	118	556	85	480	86	法人均等割
147	334	20	65	17	89	13	93	13	100	13	100	11	85	5	45	法人税割
-	-	180	180	133	125	161	109	297	184	556	187	434	78	293	68	利子割
-	-	238	238	44	92	41	114	473	1154	310	66	412	133	167	41	配当割
5,139	105	6,099	113	3,025	84	3,142	105	3,544	113	3,976	112	4,596	116	5,289	115	株式等譲渡所得割
1,105	97	1,069	100	912	90	880	99	899	102	924	103	961	104	981	102	事業税
6,488	106	7,780	114	3,731	83	3,897	105	4,428	114	4,995	113	5,811	116	6,728	116	(個人分)
99	102	100	98	104	109	100	100	104	104	122	117	195	160	184	94	(法人分)
98	101	93	95	94	108	87	99	87	100	90	103	168	187	164	98	地方消費税
103	107	144	109	162	112	183	104	212	116	319	150	362	113	313	86	譲渡割
10,865	98	9,139	104	7,264	94	6,433	98	6,843	106	7,126	104	7,223	101	7,606	105	貨物割
2,934	102	2,867	97	2,669	103	3,011	98	1,798	60	1,619	90	1,595	99	1,552	97	不動産取得税
5,510	93	4,197	97	3,697	94	3,428	100	3,337	97	3,240	97	3,216	99	3,108	97	道府県たばこ税
77	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ゴルフ場利用税
651	100	635	100	269	83	295	126	271	92	121	45	192	159	205	107	特別地方消費税
20,954	96	18,843	99	15,928	101	16,048	99	16,368	102	16,235	99	16,043	99	16,193	101	自動車取得税
22,471	101	22,322	102	20,574	98	20,198	99	20,051	99	19,819	99	19,649	99	19,548	99	軽油引取税
100	99	86	100	83	100	78	96	73	94	70	96	69	99	70	101	自動車税
511	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉱区税
4,024	113	8,832	104	8,331	111	5,779	119	5,550	96	6,870	124	8,365	122	8,402	100	狩猟者登録税
518	82	762	100	241	28	107	74	78	73	79	101	105	133	130	124	法定外税及び旧法による税
415	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道府県固定資産税
-	-	385	98	292	94	263	95	247	94	232	94	146	63	138	95	入猟税
10,598	107	10,354	105	9,538	96	9,619	103	10,046	104	10,665	106	12,255	115	12,318	101	狩猟税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
11,116	98	11,028	106	11,829	96	12,265	104	12,402	101	12,926	104	12,910	100	12,945	100	市町村税
1,525	99	1,983	111	2,332	99	2,341	100	2,364	101	2,747	116	2,780	101	2,824	102	市町村民税
11,892	96	11,127	104	13,273	92	13,567	104	13,709	101	13,850	101	14,064	102	14,341	102	個人均等割
42,973	103	43,998	102	45,047	103	45,155	100	45,488	101	45,724	101	45,758	100	47,300	103	所得割
11,495	106	13,246	114	9,937	112	11,060	107	11,225	101	13,067	116	12,286	94	11,448	93	法人均等割
8,189	97	8,027	101	8,117	101	7,772	96	7,837	101	7,942	101	7,930	100	8,056	102	法人税割
8,652	99	7,865	98	8,027	100	7,849	99	7,791	99	7,810	100	7,840	100	7,835	100	固定資産税
7,465	94	8,103	104	8,139	103	7,643	92	7,852	103	8,062	103	7,944	99	8,151	103	土地
8,431	99	7,676	99	7,790	98	7,457	98	7,464	100	7,500	100	7,646	102	7,868	103	家屋
8,191	108	9,194	109	9,199	101	8,726	94	8,613	99	8,918	104	8,704	98	8,620	99	償却資産
-	-	115	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	交付金
6,119	105	7,417	104	8,696	102	9,024	102	9,265	103	9,553	103	9,807	103	11,675	119	納付金
4,500	100	4,397	97	4,097	103	4,614	99	5,114	111	4,943	97	4,869	99	4,738	97	軽自動車税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市町村たばこ税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガス
90	97	90	110	101	89	114	105	112	98	114	102	120	105	107	89	ガス税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉱産税
39	89	4	57	3	150	1	100	1	100	2	200	3	150	7	233	木材引取税
51	90	300	120	339	127	300	83	346	115	323	93	331	102	311	94	特別土地保有税
6,680	101	6,962	101	6,385	98	6,228	104	6,303	101	6,392	101	6,498	102	6,408	99	法定外税及び旧法による税
404	101	371	102	411	100	436	103	435	100	444	102	451	102	457	101	入湯税
41,854	96	39,156	100	39,869	102	38,599	96	38,956	101	39,502	101	39,518	100	40,065	101	事業所税
49	98	17	58	11	92	9	90	9	100	9	100	9	100	9	100	都市計画税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水利地益税
8,515	98	8,351	103	8,655	99	8,666	100	8,787	101	9,001	102	8,990	100	9,077	101	共同施設
9,318	101	9,123	104	8,995	98	9,033	101	9,273	103	9,643	104	10,249	106	10,326	101	計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地方税

3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。

5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

6 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人	
所得割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417	

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成29年度において、
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
 以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事第一業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事第二業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事第三業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、平成28年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法普人通	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特公人清特	別法人	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	益法人等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	格なき社団等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	算法人	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課収税入法金人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、平成28年度においては速報値である。
 2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法人均等割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人	
法人税割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327	
固定資産税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959	

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成29年度においては速報値である。

12	17	22	24	25	26	27	28	29
46,570,162 人	55,400,971 人	59,359,667 人	59,398,942 人	59,914,066 人	60,283,084 人	60,589,276 人	61,500,375 人	62,299,242 人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	54,849,689	55,353,692	55,581,652	55,877,140	56,791,365	57,592,662

いは速報値である。
例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。
非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	22	24	25	26	27	28
1,030,237 人	909,915 人	684,352 人	689,288 人	712,202 人	736,303 人	766,012 人	776,364 人
32,695	21,033	20,950	19,739	18,582	18,552	16,333	15,976
1,062,932	930,948	705,302	709,027	730,784	754,855	782,345	792,340
1,355 人	1,021 人	898 人	1,097 人	1,016 人	1,273 人	1,357 人	1,592 人
81	34	20	19	23	22	23	13
1,436	1,055	918	1,116	1,039	1,295	1,380	1,605
194,654 人	181,613 人	159,715 人	158,916 人	162,526 人	164,094 人	170,487 人	176,615 人
6,450	4,406	5,151	4,610	4,685	4,713	4,115	4,251
201,104	186,019	164,866	163,526	167,211	168,807	174,602	180,866
1,265,472	1,118,022	871,086	873,669	899,034	924,957	958,327	974,811

12	17	22	24	25	26	27	28
122,128 人	126,662 人	128,048 人	128,140 人	129,488 人	131,049 人	133,850 人	136,002 人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,355,383	2,357,908	2,373,487	2,399,020	2,418,852
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,483,523	2,487,396	2,504,536	2,532,870	2,554,854
87,289 人	89,462 人	92,726 人	92,803 人	93,468 人	94,348 人	95,611 人	96,700 人
31,792	43,080	52,503	55,792	56,532	57,956	59,490	61,494
7,158	12,151	12,820	12,970	13,225	13,921	16,036	18,519
30,692	34,111	37,272	33,119	33,285	33,066	33,923	34,993
	416						
149 人	142 人	186 人	189 人	213 人	259 人	301 人	389 人
950	1,218	1,674	2,031	2,563	3,833	6,260	8,543
1,099	1,360	1,860	2,220	2,776	4,092	6,561	8,932
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,680,427	2,686,682	2,707,919	2,744,491	2,775,492

12	17	22	24	25	26	27	28	29
3,563,841 人	3,670,576 人	3,741,322 人	3,687,550 人	3,710,048 人	3,734,395 人	3,770,523 人	3,823,392 人	3,886,264 人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,573,744	3,590,377	3,604,716	3,653,441	3,691,005	3,749,299
43,096,333	45,551,292	47,530,329	47,858,532	48,133,904	48,425,990	48,610,079	48,797,424	49,033,269

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 29 年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」（平成 29 年 4 月 1 日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 29 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市 6.1%（平成 21 年度から）

(注) 4 平成 29 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 5.7%（平成 24 年度から） 田尻町 5.4%（平成 29 年度から）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 29 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市 4,400 円（平成 21 年度から）

(注) 3 平成 29 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市 3,300 円（平成 24 年度から） 田尻町 3,200 円（平成 29 年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	92	3	8	4	237	252	150	494	
人口 5 万未満の市	75	5	5	3	165	178	17	270	
町 村	550	7	12	16	314	349	28	927	
合 計	719	15	25	23	721	784	215	1,718	
構 成 比	41.9%	0.9%	1.5%	1.3%	42.0%	45.6%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団 体	合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	120	121	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,340	1	2	—	373	376	1	1,718
構 成 比	0.1%	78.0%	0.1%	0.1%	0.0%	21.7%	21.9%	0.1%	100.0%

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	365	—	2	—	126	128	1	494	
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270	
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927	
合 計	1	1,333	1	3	—	379	383	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.3%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	364	—	1	—	128	129	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	364	—	1	—	128	129	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	362	—	1	—	130	131	1	494	
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270	
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927	
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	15
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	459	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	34 1 —	6.9 0.2 —	494	100.0	215
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	219	81.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	48 3 —	17.8 1.1 —	270	100.0	188
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	52 15 —	5.6 1.6 —	927	100.0	296
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	134 19 —	7.8 1.1 —	1,719	100.0	714

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度決算	昭和49年度決算		昭和50年度決算		昭和55年度決算		昭和60年度決算		昭和61年度決算		昭和62年度決算		昭和63年度決算		平成元年度決算		平成2年度決算	
	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	
道府県民税																			
法人税割	該当	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428
事業税		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968
法人自動車税	なし	(該当なし)	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396

税目	平成13年度決算	平成14年度決算		平成15年度決算		平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度決算		平成20年度決算		平成21年度決算		平成22年度決算		
	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額	超過課税額		
道府県民税																				
個人均等割	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472	
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	
法人均等割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985
法人税割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400
事業税																				
法人自動車税	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702
自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8
合計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算見込
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	300,880	261,194
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,683	1,653
所得割	75	70	67	69	69	69	69	70	50
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	16,356	16,103
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	282,770	243,388
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	35,120	35,564
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	10,249	10,185
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	15,471	15,788
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,401	9,591
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	433	394
釵産税	8	9	10	10	9	10	11	9	9
入湯税	23	23	24	23	23	23	23	22	22
合計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	336,465	297,183

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算見込
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	569,096

(単位 百万円)

平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額													
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税 法人税割
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	合計

平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算		平成27年度 決算		平成28年度 決算		平成29年度 決算見込		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額											
31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230	35	21,987	37	23,878	37	24,005	道府県民税 個人均等割
1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488	1	2,563	1	2,609	1	2,449	所得割
31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022	35	10,122	35	10,309	35	10,230	法人均等割
46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342	46	109,483	46	118,199	46	114,589	法人税割 事業税
8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806	8	142,486	8	160,021	8	120,640	法人
1	13	1	14	1	20	1	43	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932	-	286,640	-	315,016	-	271,913	合計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	鉱産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合計

15 法定外税の実施状況（平成29年度）

(1) 道府県法定外普通税

平成30年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H27.4.1) 1,049
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H28.11.10) 6,621
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③250円/kg(3か月)	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H26.1.16) 1,463
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は30,000円/千kW/課税期間(3か月))	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H26.4.1) 1,867
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間(3か月))	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 627
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,600円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.1施行 (H25.6.1) 1,217
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,600円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H25.6.21) 0
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S59.11.15施行 (H26.11.15) 3,210
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②33,000円/千kW(3か月)	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H25.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H29.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H26.4.1) 1,215
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m ³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m ³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①44,600円/kg	H3.9.28施行 (H26.4.1) 19,708
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②9,000円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の13	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥64,000円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,969,500円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成30年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (H28.3.31) 532
2	神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (H29.4.1) 4
3	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 (H27.5.23) 84
4	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 (H26.1.5) 392
5	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30.4.1施行予定 (平年度見込額 309)
6	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 324
7	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行 402

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 愛媛県伊方町使用済核燃料税(平成30年4月1日施行予定)は平成28年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成30年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 531
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 452
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 488
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1) 12
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 97
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 76
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 199
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 27

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 141
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 241
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 134
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 53
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1) 466
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1) 254
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 171
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 84
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 66

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 344
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量、再生利用その他適正な処理の促進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 154
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 241
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 134
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン ※ 自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 469
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 605
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 31
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 768
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※ 自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 161

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19. 4. 1施行 213
28	東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14. 10. 1施行 2, 217
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項から第四項までの営業)及び国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …300円	H29. 1. 1施行 88 (平年度見込額) 1, 090
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転し自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場で自動車進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15. 4. 1施行 14

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 大阪府宿泊税の平年度見込額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成30年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 28年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 9
2	福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1施行 534
3	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 575
4	佐賀県 玄海町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H29.4.1施行 〔平年度見込額 416〕
5	沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H20.7.1施行 3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H23.4.1施行 13
8	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H30.4.1施行予定 〔平年度見込額 10〕
9	大阪府 箕面市	開発事業等緑化負担税	事業として行う開発行為等	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積	開発行為等を行う事業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 20 〔平年度見込額 30〕

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 ○ 佐賀県玄海町使用済核燃料税(平成29年4月1日施行)は平成28年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
 ○ 沖縄県座間味村美ら島税(平成30年4月1日施行予定)は平成28年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
 ○ 大阪府箕面市開発事業等緑化負担税の平年度見込額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
 ○ 京都府城陽市山砂利採取税は平成28年5月31日をもって失効しており、平成28年度の税収は約2百万円。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成28年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税収入		地方交付税		国県支出金		地方債		その他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	921,026	288,106	31.3	91,068	9.9	255,827	27.8	103,139	11.2	182,886	19.9
仙台	488,893	188,524	38.6	27,616	5.6	96,826	19.8	43,377	8.9	132,551	27.1
さいたま	462,254	230,091	49.8	5,794	1.3	95,572	20.7	43,991	9.5	86,807	18.8
千葉	406,048	176,693	43.5	9,713	2.4	80,294	19.8	41,250	10.2	98,097	24.2
横浜	1,559,291	720,760	46.2	19,096	1.2	333,569	21.4	158,781	10.2	327,085	21.0
川崎	611,470	305,360	49.9	293	0.0	130,248	21.3	46,963	7.7	128,606	21.0
相模原	257,348	112,673	43.8	9,751	3.8	60,826	23.6	18,239	7.1	55,859	21.7
新潟	356,388	119,621	33.6	40,248	11.3	73,533	20.6	51,584	14.5	71,402	20.0
静岡	282,496	126,330	44.7	11,405	4.0	59,201	21.0	35,459	12.6	50,101	17.7
浜松	304,236	129,852	42.7	21,105	6.9	63,119	20.7	28,721	9.4	61,439	20.2
名古屋	1,071,979	510,713	47.6	5,244	0.5	223,549	20.9	67,919	6.3	264,554	24.7
京都	699,585	251,644	36.0	47,289	6.8	174,913	25.0	78,970	11.3	146,769	21.0
大阪	1,574,838	659,473	41.9	32,905	2.1	434,015	27.6	91,432	5.8	357,014	22.7
堺	353,276	132,381	37.5	19,792	5.6	106,878	30.3	41,680	11.8	52,545	14.9
神戸	756,604	272,272	36.0	54,587	7.2	172,352	22.8	85,934	11.4	171,459	22.7
岡山	288,551	114,512	39.7	24,706	8.6	65,646	22.8	32,965	11.4	50,722	17.6
広島	577,188	208,884	36.2	34,625	6.0	149,647	25.9	67,315	11.7	116,718	20.2
北九州	519,454	156,127	30.1	50,507	9.7	122,815	23.6	66,747	12.8	123,259	23.7
福岡	808,157	288,288	35.7	27,997	3.5	179,085	22.2	75,198	9.3	237,590	29.4
熊本	375,756	98,116	26.1	39,751	10.6	121,974	32.5	60,457	16.1	55,459	14.8
計	12,674,840	5,090,419	40.2	573,490	4.5	2,999,887	23.7	1,240,121	9.8	2,770,921	21.9

- （注） 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税 率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、
鉾区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に
あっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1 月1日以後に支払 を受けるべき退職 手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20 万円	21 万円	22 万円	
20 万円	21 万円	22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者が不在の場合 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者が不在の場合 21 万円	扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 40 万円と課税長期譲渡所得金額 の 4 分の 3 を総合課税した場合 の当該 2,000 万円を超える部分に 係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額 から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 の 2 分の 1 を総合課税した場合の 当該 4,000 万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000 万円を超え 8,000 万 円以下の額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額 との合計額を総合課税した場合の 当該 4,000 万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

- 2 昭和 55 年度欄における所得割の税率は、昭和 54 年度改正によるものである。
3 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優 良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2%</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度)</p> <p>(ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2%</p> <p>(2) 資産合算課税制度の廃止 (A)</p> <p>(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)</p>

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。

2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当す る金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内 の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額 ① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その7.5%相当額（7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正による。）。平成19年度分以降については定率減税を廃止する（平成18年度改正による。）。

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税 率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける べき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉 徴収を選択した特定口座) 内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度)</p> <p>年額 1,500 円</p> <p>[本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成32年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成32年3月31日までの譲渡)</p>

- (注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	31
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ (90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成32年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ただし、平成32年3月31日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成30年度欄については、平成29年度改正によるものである。

4 平成31年度欄については、平成29年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	33 (改正案による)
基礎控除	<p style="text-align: center;">43 万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p>[基礎控除の額 43、29、15 万円]</p>
配偶者控除	<p>同一年計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
扶養控除	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>
税 率	

(注) 1 平成33年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定 する資本金等の 額又は連結個別 資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	31
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事 業年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

- (注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金又は出資の金額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 3.8%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.5%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 24 の 7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕</p>	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金又は出資の金額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 1.5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 2.2%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 (5.5%)</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 (5%)</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 4.3%</p> <p>[一定の協同組合等については] 年 10 億円超 (7.9%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p> <p>(1.3%)</p>
	その他	<p>※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段()内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) の うち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48%		付加価値割 0.48%	
資本割 0.2%		資本割 0.2%	
所得割	所得割	所得割	所得割
年 400 万円以下 1.5% (3.8%)	年 400 万円以下 2.7% (5%)	年 400 万円以下 2.2% (3.8%)	年 400 万円以下 3.4% (5%)
年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)	年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)
年 800 万円超 2.9% (7.2%)	年 800 万円超 5.3% (9.6%)	年 800 万円超 4.3% (7.2%)	年 800 万円超 6.7% (9.6%)
3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)
	特別法人		特別法人
	所得割		所得割
	年 400 万円以下 2.7% (5%)		年 400 万円以下 3.4% (5%)
	年 400 万円超 3.6% (6.6%)		年 400 万円超 4.6% (6.6%)
	一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)		一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)
	一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)		一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)
	収入金額課税法人		収入金額課税法人
	収入割 0.7% (1.3%)		収入割 0.9% (1.3%)
<p>※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。) 又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>		<p>※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	31
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 1.9%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 2.7%
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 3.6%
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.6%
			所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
			所得割 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6%
		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%	
		特別法人 所得割 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	
		〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 7.9% 〕	
		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%	
		〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 7.9% 〕	
		収入金額課税法人 収 入 割 1.3%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした。	資本金が 1 億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業者の数	軌道の延長キロメートル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年度	17	29
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				本社管理部門の従業者数 1/2 措置を廃止	
製造業			資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数については 1.5 倍	本社管理部門の従業者数 1/2 措置を廃止	
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	1/2 を発電所の固定資産の価額 他の 1/2 を固定資産の価額	3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 ※激変緩和のため経過措置を講じた。			(発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 (送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 昭和 57 年度改正で設けられた経過措置を廃止

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 平成30年度欄については、平成30年度改正案によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30 (改正案による)	31
(清算基準) 基幹統計 (商業統計・ 経済センサス活動調査) ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (平成 31 年 10 月～)

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	<p>(遊興飲食税)</p> <p>芸者等の花代 100%</p> <p>カフェ・バー等 40%</p> <p>上記以外の飲食 20%</p> <p>宿泊 20%</p>	<p>カフェ・バー等 20%</p> <p>上記以外の飲食 10%</p> <p>宿泊 10%</p> <p>(非課税)</p> <p>大衆食堂等</p> <p>1人1回 100円以下</p> <p>1品価格 50円以下</p>	<p>(非課税)</p> <p>大衆飲食店</p> <p>1人1回 120円</p> <p>甘味喫茶店</p> <p>1人1回 100円</p> <p>大衆旅館</p> <p>1人1回 700円</p>	<p>芸者の花代 30%</p> <p>花代を伴う遊興飲食 15%</p> <p>カフェ・バー等 15%</p> <p>上記以外の飲食</p> <p>1人1回 500円以下 5%</p> <p>1人1回 500円超 10%</p> <p>宿泊</p> <p>1人1泊 1,000円以下 5%</p> <p>1人1泊 1,000円超 10%</p> <p>(免税点)</p> <p>1人1回 200円以下</p> <p>食券食堂の1品の価格 100円以下</p> <p>(基礎控除)</p> <p>1人1泊 500円</p> <p>公給領収証制度の採用</p> <p>(非課税制度が免税点制度に改められた。)</p>	<p>芸者の花代及びカフェ・バー等 15%</p> <p>宿泊及び上記以外の飲食 10%</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店</p> <p>1人1回 300円以下</p> <p>食券食堂</p> <p>1品の価格 150円以下</p> <p>宿泊</p> <p>1人1泊 800円以下</p>

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	<p>(免税点)</p> <p>旅館</p> <p>1人1泊 2,400円</p> <p>飲食店等</p> <p>1人1回 1,200円</p> <p>チケット制食堂</p> <p>1品 600円</p>	<p>(旅館における基礎控除)</p> <p>1,500円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館</p> <p>1人1泊 3,400円</p> <p>飲食店等</p> <p>1人1回 1,700円</p> <p>チケット制食堂</p> <p>1品 850円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館</p> <p>1人1泊 4,000円</p> <p>飲食店等</p> <p>1人1回 2,000円</p> <p>チケット制食堂</p> <p>1品 1,000円</p>	<p>(旅館における基礎控除)</p> <p>2,000円</p>

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の 料金(1泊につき2食 までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等にお ける特定の奉仕料(料 金の10%以下等)を課 税標準から控除するこ ととされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用 行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂におけ る免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市 町村に対して5分の1 の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等 所在市町村に対 して2分の1の 範囲内で交付	4月1日廃止

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	(免税点) 土地 5 万円 家屋(建築) 15 万円 家屋(その他) 8 万円	(免税点) 土地 10 万円 家屋(建築) 23 万円 家屋(その他) 12 万円	税率4% ただし、昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日までに行われた住宅の取得については3%とされた。 昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額することとされた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年 6 月 30 日まで3年間延長された。

年度 項目	平成 12 年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成 12 年 1 月 1 日から平成 14 年 12 月 31 日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について平成 16 年 6 月 30 日まで3年間延長された。	税率4% ただし、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成 21 年 3 月 31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成 21 年 3 月 31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30 (改正案による)
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成33年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成33年3月31日まで延長する。</p>

(注) 1 平成30年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 〔ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,000 本につき160円を加算。〕

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税率等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

年度 項目	平成32年度（改正案による）	33（改正案による）
税率等	平成32年10月1日以降 の売渡し等分 税率 1,000本につき1,000円	平成33年10月1日以降 の売渡し等分 税率 1,000本につき1,070円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 平成32年度欄については、平成30年度改正案によるものである。
4 平成33年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	31
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円 平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	平成31年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円

5 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正案によるものである。

6 平成31年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとされていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに段階的に移行することとしている。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対し て 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対し て 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対し ては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15
<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。</p> <p>1人1日 600円</p>	<p>(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率</p> <p>1人1日 800円</p> <p>(2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付</p>	<p>(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率</p> <p>1人1日 1,000円</p> <p>(2) 外形課税（月額）税率</p> <p>ばちんこ場</p> <p>1台 250円</p> <p>まあじゃん場</p> <p>1卓 750円</p> <p>たまつき場</p> <p>1台 1,200円</p> <p>利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。（標準税率の1.5倍）</p>	<p>(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率</p> <p>1人1日 1,100円</p> <p>(2) 外形課税（月額）税率</p> <p>ばちんこ場</p> <p>1台 280円</p> <p>まあじゃん場</p> <p>1卓 830円</p> <p>たまつき場</p> <p>1台 1,300円</p>	<p>(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。</p> <p>(2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。</p> <p>(3) 税率</p> <p>1人1日 800円</p> <p>制限税率 1,200円</p> <p>(4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付</p>	<p>18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。</p>

55	58	60	63	平成2年度
<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50万円</p> <p>(3年度間の暫定措置)</p>

22	26	30（改正案による）	31
<p>自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。</p>	<p>自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。</p> <p>自家用自動車（軽自動車を除く） 3%</p> <p>営業用自動車・軽自動車 2%</p>	<p>自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。</p>	<p>平成31年10月1日に自動車取得税を廃止。</p>

(注) 1 平成30年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税率等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、 当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円) を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止され る場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル 15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。 また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の 税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税 率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用 停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を 勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止するこ ととされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日ま での間適用する暫定税 率が1キロリットル当 たり32,100円とされ た。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（平成31年10月1日～）

年度 項目	平成31年度
税率等	<p>自動車税環境性能割の導入 平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。</p> <p>（平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。）</p> <p>※ 非課税及び税率に関する規定の適用を受ける自動車の範囲については、平成31年度税制改正において、自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向や地方財政への影響等を勘案して見直しを行うこととされている。</p>

②種別割（平成31年10月1日～）（平成31年9月30日まで自動車税）

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			普通自動車 3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに		3,800 円を加算した額
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに	5,100 円を加算した額		
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額	を加算した額		
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス (三輪の小型自動車を除く。)			
営業用			
一般乗合用	一般乗合用以外		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円		
自家用			
30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 83,000 円			

年度 項目	平成 31 年度
税 率 等	自動車税環境性能割の導入に伴い、平成 31 年 10 月 1 日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税 率 等	軽 減 (平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度))	軽 減 (平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成
	☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 13%軽減	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆☆☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税 率 等	軽 減 (平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成
	★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
<p>軽 減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準達成 ★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +20%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準 +10%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>

- (注) 7 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。
8 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
9 ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車
10 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
<p>軽 減 (平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +10%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成26年度・27年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低 減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +20%達成 (平成32年度燃費基準達成車) } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成 (平成32年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成 } " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 4 平成25年度欄については、平成24年度改正によるものである。
5 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
6 ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準 +30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

11. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	33
税 率 等	附加価値税が創設され、実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。 漁業権税 賃貸料の 10%	附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。

年度 項目	昭和 58 年度	平成 14 年度	16
税 率 等	鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の 1.1 倍程度に改正された。 (鉦区税) 1. 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 採掘鉦区 面積 100 アールごとに 年額 400 円 2. 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 河床に存するもの 延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 河床でないもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円 など (狩猟者登録税及び入猟税) 1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000 円又は 4,500 円 (入) 6,500 円 2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300 円 (入) 2,200 円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、 甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成 15 年 4 月 16 日施行)	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 2 倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

II 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定(段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定(標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族 1人 10万円 配偶者がいない場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3)みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日ま での譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの 譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4% に相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割</p> <p>制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>ロ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ 長期譲渡所得 3%</p> <p>ロ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。)

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税 率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 3,500 円 〔本則税率 年額 3,000 円に〕 年額 500 円を加算した額〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。
2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。
3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成32年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成32年3月31日までの譲渡)</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	31
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>[控除対象配偶者 33、22、11 万円] [老人控除対象配偶者 38、26、13 万円]</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 32 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、平成 32 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

(注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
2 平成 31 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

33 (改正案による)

43万円

基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で遡減、2,500万円超の場合には消失

[基礎控除の額 43、29、15万円]

同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。

配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。

扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。

3 平成33年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分 については、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人以下の法 人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円 を超え 10 億円以下であって、かつ、市 町村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の 法人 年額 160,000 円 (270,000 円)
	(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超 え 10 億円以下であって、かつ、市町村 内に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人以下の法人及び資本の金額又 は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下 の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円 を超え 1 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円)

42	45	49	51	52
均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	31
税率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割 標準税率 6.0% 制限税率 8.4% ※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30 (改正案による)
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。

(注) 1 平成30年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

3. 軽自動車税

①環境性能割（平成31年10月1日～）

年度 項目	平成31年度
税率等	<p>軽自動車税環境性能割の導入 平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。</p> <p>（平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。）</p> <p>※ 非課税及び税率に関する規定の適用を受ける軽自動車の範囲については、平成31年度税制改正において、自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向や地方財政への影響等を勘案して見直しを行うこととされている。</p>

②種別割（平成 32 年度～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（平成 31 年度まで））

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税率等	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度	27	28	32
税率等	制限税率が引き上げられた。（標準税率の 1.5 倍）	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

(注) 1 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
 2 平成 28 年度欄については、平成 27 年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 (ニ)に掲げるものを除く。 年額 1,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

軽自動車税の税率の特例

年度 項目	28	29	30
税率等	<p>平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の導入(軽減は平成28年度分の軽自動車税)</p> <p>電気軽自動車 天然ガス軽自動車</p> <p>標準税率 より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成32年度燃費基準+20%以上達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+35%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成32年度燃費基準達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+15%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 25%軽減</p> <p>軽四輪等に対する経年車重課の導入</p> <p>最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等</p> <p>標準税率 より概ね 20%重課</p>	<p>グリーン化特例(軽課)の適用期限を1年延長(平成28年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、環境性能に応じて平成29年度分の軽自動車税を軽減)</p>	<p>グリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長(平成29年度・30年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、環境性能に応じて取得の翌年度の軽自動車税を軽減)</p> <p>電気軽自動車 天然ガス軽自動車</p> <p>標準税率 より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車かつ平成32年度燃費基準+30%以上達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+35%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車かつ平成32年度燃費基準+10%以上達成(貨物用のものについては、平成27年度燃費基準+15%以上達成)</p> <p>標準税率 より概ね 25%軽減</p>

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成26年度改正によるものである。
2 グリーン化特例(軽課)の導入については、平成27年度改正によるものである。
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上低減達成車。
4 平成30年度欄については、平成29年度改正によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	31 (改正案による)	32 (改正案による)	33 (改正案による)
税 率	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	平成31年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	平成32年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	平成33年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正案によるものである。
 4 平成31年度欄については、平成30年度改正案によるものである。
 5 平成32年度欄については、平成30年度改正案によるものである。
 6 平成33年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとしていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに段階的に移行することとしている。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 [ただし、昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 3 月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 62 年 12 月 31 日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 63 年 3 月 31 日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年 3 月 31 日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年 4 月 1 日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,997 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 948 円

22	25	28	29
平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 4,618 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,190 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,495 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,925 円	平成 29 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 3,355 円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する A 農地について昭和 48 年度から、B 農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30（改正案による）
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

3 平成 30 年度欄については、平成 30 年度改正案によるものである。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が1万5千円から3万円に引き上げられた。	課税限度額が5万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の90%とされた。	標準課税総額が80%とされた。	標準課税総額が75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が27万円に引き上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が35万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が52万円に引き上げられた。	課税限度額が53万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ53万円、7万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が56万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が12万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
 3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28	30 (改正案による)
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が58万円に引き上げられた。

4 平成30年度欄については、平成30年度改正案によるものである。

平成 30 年度

1 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。

① 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- ・ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額
- ・ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ・ 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- ・ 保険事業に要する費用の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額

② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額
- ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額
- ・ 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

2 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。

① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

3 標準介護納付金課税総額が①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。

① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ・ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額
- ・ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(注) 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円 接 客 人 税 1 人 月 額 100 円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるとも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後 に取得される土地について免 税点が 330 ㎡（特別区及び指 定都市の区の区域にあっては 200 ㎡）に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 5,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p> 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 6,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き上げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成28年度）

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,434,887	673,444	27.7	86,776	3.6	659,075	27.1		
青森県	694,218	163,275	23.5	20,510	3.0	227,172	32.7		
岩手県	1,129,942	153,981	13.6	21,315	1.9	310,014	27.4		
宮城県	1,383,491	331,181	23.9	34,616	2.5	236,318	17.1		
秋田県	605,089	111,599	18.4	16,937	2.8	197,643	32.7		
山形県	580,851	126,638	21.8	18,693	3.2	182,801	31.5		
福島県	2,096,640	265,779	12.7	30,717	1.5	272,548	13.0		
茨城県	1,087,054	394,527	36.3	43,570	4.0	199,187	18.3		
栃木県	763,339	279,019	36.6	30,475	4.0	122,753	16.1		
群馬県	736,096	281,001	38.2	30,648	4.2	126,727	17.2		
埼玉県	1,722,076	864,865	50.2	94,343	5.5	215,262	12.5		
千葉県	1,659,526	788,576	47.5	80,006	4.8	184,469	11.1		
東京都	7,122,485	5,317,961	74.7	235,549	3.3	-	-		
神奈川県	2,032,744	1,250,485	61.5	119,115	5.9	104,078	5.1		
新潟県	1,055,947	289,349	27.4	36,975	3.5	268,440	25.4		
富山県	508,721	146,580	28.8	17,730	3.5	131,246	25.8		
石川県	567,889	162,425	28.6	18,810	3.3	129,259	22.8		
福井県	450,596	118,724	26.3	13,229	2.9	129,769	28.8		
山梨県	465,327	112,700	24.2	13,196	2.8	128,342	27.6		
長野県	819,099	270,140	33.0	33,548	4.1	206,612	25.2		
岐阜県	773,303	263,523	34.1	31,632	4.1	175,487	22.7		
静岡県	1,152,622	541,660	47.0	55,345	4.8	159,423	13.8		
愛知県	2,263,394	1,274,405	56.3	114,478	5.1	83,478	3.7		
三重県	700,155	252,619	36.1	28,492	4.1	140,885	20.1		
滋賀県	509,495	182,942	35.9	21,367	4.2	117,205	23.0		
京都府	899,170	327,979	36.5	37,961	4.2	177,131	19.7		
大阪府	2,776,964	1,299,188	46.8	133,442	4.8	276,375	10.0		
兵庫県	1,962,884	707,741	36.1	77,578	4.0	309,403	15.8		
奈良県	493,579	141,690	28.7	18,325	3.7	155,356	31.5		
和歌山県	541,232	103,626	19.1	14,857	2.7	172,695	31.9		
鳥取県	358,192	63,770	17.8	9,684	2.7	140,493	39.2		
島根県	505,632	79,114	15.6	12,297	2.4	184,882	36.6		
岡山県	685,820	243,243	35.5	29,175	4.3	169,140	24.7		
広島県	923,348	381,288	41.3	43,548	4.7	187,174	20.3		
山口県	640,431	175,865	27.5	22,220	3.5	174,530	27.3		
徳島県	478,647	90,573	18.9	12,157	2.5	149,704	31.3		
香川県	448,601	133,742	29.8	15,422	3.4	111,416	24.8		
愛媛県	622,067	163,826	26.3	21,782	3.5	169,955	27.3		
高知県	453,350	78,716	17.4	12,117	2.7	174,700	38.5		
福岡県	1,693,270	641,666	37.9	74,013	4.4	281,515	16.6		
佐賀県	435,430	98,579	22.6	13,006	3.0	147,251	33.8		
長崎県	695,693	138,454	19.9	20,686	3.0	224,251	32.2		
熊本県	1,018,938	194,972	19.1	26,655	2.6	289,012	28.4		
大分県	572,602	133,638	23.3	18,705	3.3	175,716	30.7		
宮崎県	565,437	120,545	21.3	17,522	3.1	186,678	33.0		
鹿児島県	789,071	174,985	22.2	26,109	3.3	274,189	34.7		
沖縄県	747,747	141,050	18.9	19,502	2.6	210,239	28.1		
合計	51,623,090	20,251,648	39.2	1,924,835	3.7	9,049,996	17.5		

- (注) 1 人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
364,479	15.0	352,044	14.5	299,069	12.3	47	42	1,171,357	53	北海道
105,965	15.3	66,790	9.6	110,506	15.9	13	10	331,964	15	青森県
208,325	18.4	78,109	6.9	358,198	31.7	22	10	340,537	15	岩手県
317,294	22.9	75,066	5.4	389,016	28.1	27	18	394,077	18	宮城県
70,960	11.7	79,864	13.2	128,086	21.2	12	8	282,568	13	秋田県
67,549	11.6	73,409	12.6	111,761	19.2	11	9	280,667	13	山形県
677,544	32.3	107,923	5.1	742,129	35.4	41	15	398,343	18	福島県
137,008	12.6	120,646	11.1	192,116	17.7	21	23	491,984	22	茨城県
93,670	12.3	93,413	12.2	144,009	18.9	15	16	345,902	16	栃木県
85,608	11.6	97,811	13.3	114,301	15.5	14	16	344,090	16	群馬県
169,897	9.9	231,532	13.4	146,177	8.5	33	57	899,999	41	埼玉県
174,357	10.5	170,015	10.2	262,103	15.8	32	49	798,674	36	千葉県
349,072	4.9	152,611	2.1	1,067,292	15.0	138	106	1,980,099	89	東京都
174,263	8.6	212,539	10.5	172,264	8.5	39	72	1,074,293	49	神奈川県
147,516	14.0	157,004	14.9	156,663	14.8	20	18	491,922	22	新潟県
54,755	10.8	70,741	13.9	87,669	17.2	10	8	245,605	11	富山県
63,516	11.2	77,616	13.7	116,263	20.5	11	9	251,782	11	石川県
77,192	17.1	56,078	12.4	55,604	12.3	9	6	217,015	10	福井県
55,609	12.0	67,925	14.6	87,555	18.8	9	7	219,792	10	山梨県
101,003	12.3	106,509	13.0	101,287	12.4	16	17	418,059	19	長野県
90,685	11.7	119,164	15.4	92,812	12.0	15	16	379,788	17	岐阜県
128,212	11.1	149,284	13.0	118,698	10.3	22	29	568,544	26	静岡県
207,703	9.2	249,083	11.0	334,247	14.8	44	59	1,063,477	48	愛知県
79,591	11.4	123,860	17.7	74,708	10.7	14	14	339,874	15	三重県
59,138	11.6	69,051	13.6	59,792	11.7	10	11	261,404	12	滋賀県
87,452	9.7	121,468	13.5	147,179	16.4	17	20	430,567	19	京都府
254,183	9.2	309,832	11.2	503,944	18.1	54	69	1,242,705	56	大阪府
180,193	9.2	325,049	16.6	362,920	18.5	38	44	855,781	39	兵庫県
58,971	11.9	75,588	15.3	43,649	8.8	10	11	267,809	12	奈良県
71,207	13.2	78,172	14.4	100,675	18.6	10	8	253,774	11	和歌山県
47,315	13.2	49,884	13.9	47,046	13.1	7	4	187,462	8	鳥取県
71,320	14.1	61,632	12.2	96,387	19.1	10	5	246,661	11	島根県
69,908	10.2	76,807	11.2	97,547	14.2	13	15	353,181	16	岡山県
103,642	11.2	103,922	11.3	103,774	11.2	18	22	478,345	22	広島県
79,374	12.4	89,742	14.0	98,700	15.4	12	11	310,637	14	山口県
53,365	11.1	49,044	10.2	123,804	25.9	9	6	219,997	10	徳島県
45,061	10.0	56,133	12.5	86,827	19.4	9	8	213,869	10	香川県
75,565	12.1	77,512	12.5	113,427	18.2	12	11	295,276	13	愛媛県
69,305	15.3	69,487	15.3	49,025	10.8	9	6	235,050	11	高知県
202,827	12.0	238,701	14.1	254,548	15.0	33	40	769,556	35	福岡県
56,932	13.1	54,096	12.4	65,566	15.1	8	7	220,829	10	佐賀県
112,024	16.1	98,206	14.1	102,072	14.7	13	11	331,185	15	長崎県
210,534	20.7	138,802	13.6	158,963	15.6	20	14	369,326	17	熊本県
88,291	15.4	73,118	12.8	83,134	14.5	11	9	277,315	13	大分県
79,742	14.1	61,660	10.9	99,290	17.6	11	9	279,055	13	宮崎県
138,020	17.5	102,651	13.0	73,117	9.3	15	13	406,486	18	鹿児島県
236,393	31.6	56,466	7.6	84,097	11.2	14	11	312,188	14	沖縄県
6,452,535	12.5	5,526,059	10.7	8,418,017	16.3	1,000	1,000	22,148,871	1,000	合計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成28年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	673,444	706,457	1,379,901
青	森	県	163,275	150,242	313,517
岩	手	県	153,981	150,898	304,879
宮	城	県	331,181	337,520	668,701
秋	田	県	111,599	111,200	222,799
山	形	県	126,638	134,398	261,035
福	島	県	265,779	258,937	524,716
茨	城	県	394,527	432,532	827,060
栃	木	県	279,019	311,119	590,137
群	馬	県	281,001	308,253	589,254
埼	玉	県	864,865	1,108,786	1,973,651
千	葉	県	788,576	984,981	1,773,558
東	京	都	3,180,344	3,907,230	7,087,574
神	奈	川	1,250,485	1,677,305	2,927,789
新	潟	県	289,349	322,874	612,223
富	山	県	146,580	167,117	313,697
石	川	県	162,425	178,266	340,691
福	井	県	118,724	125,320	244,044
山	梨	県	112,700	120,508	233,208
長	野	県	270,140	296,206	566,346
岐	阜	県	263,523	296,657	560,181
静	岡	県	541,660	630,902	1,172,562
愛	知	県	1,274,405	1,469,782	2,744,187
三	重	県	252,619	280,800	533,420
滋	賀	県	182,942	214,482	397,424
京	都	府	327,979	402,608	730,588
大	阪	府	1,299,188	1,567,331	2,866,519
兵	庫	県	707,741	901,021	1,608,762
奈	良	県	141,690	169,408	311,098
和	歌	山	103,626	130,559	234,185
鳥	取	県	63,770	65,988	129,759
島	根	県	79,114	84,439	163,552
岡	山	県	243,243	284,450	527,693
広	島	県	381,288	448,024	829,313
山	口	県	175,865	195,470	371,335
徳	島	県	90,573	99,213	189,786
香	川	県	133,742	134,501	268,244
愛	媛	県	163,826	181,163	344,989
高	知	県	78,716	83,967	162,683
福	岡	県	641,666	742,123	1,383,790
佐	賀	県	98,579	99,808	198,387
長	崎	県	138,454	157,252	295,706
熊	本	県	194,972	206,319	401,292
大	分	県	133,638	153,137	286,775
宮	崎	県	120,545	129,274	249,818
鹿	児	島	174,985	195,337	370,322
沖	縄	県	141,050	164,196	305,245
合		計	18,114,031	21,278,361	39,392,391

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
125,390	88.5	131,537	79.1	256,926	83.4	北海道
123,332	87.1	113,488	68.2	236,820	76.9	青森県
120,555	85.1	118,141	71.0	238,696	77.5	岩手県
142,785	100.8	145,518	87.5	288,303	93.6	宮城県
108,433	76.6	108,045	64.9	216,478	70.3	秋田県
113,224	79.9	120,162	72.2	233,386	75.8	山形県
137,101	96.8	133,572	80.3	270,673	87.9	福島県
133,266	94.1	146,103	87.8	279,369	90.7	茨城県
140,098	98.9	156,216	93.9	296,314	96.2	栃木県
140,622	99.3	154,259	92.7	294,881	95.7	群馬県
117,768	83.2	150,982	90.8	268,750	87.3	埼玉県
125,497	88.6	156,754	94.2	282,252	91.6	千葉県
235,058	166.0	288,782	173.6	523,839	170.1	東京都
136,585	96.4	183,204	110.1	319,789	103.8	神奈川県
125,753	88.8	140,324	84.4	266,077	86.4	新潟県
136,391	96.3	155,501	93.5	291,891	94.8	富山県
140,795	99.4	154,527	92.9	295,321	95.9	石川県
149,445	105.5	157,748	94.8	307,193	99.7	福井県
133,418	94.2	142,661	85.8	276,079	89.6	山梨県
127,061	89.7	139,321	83.7	266,383	86.5	長野県
127,536	90.1	143,572	86.3	271,108	88.0	岐阜県
144,179	101.8	167,933	100.9	312,112	101.3	静岡県
169,194	119.5	195,132	117.3	364,326	118.3	愛知県
137,162	96.9	152,464	91.6	289,626	94.0	三重県
128,809	91.0	151,016	90.8	279,825	90.9	滋賀県
127,648	90.1	156,693	94.2	284,341	92.3	京都府
146,611	103.5	176,871	106.3	323,482	105.0	大阪府
126,235	89.1	160,709	96.6	286,944	93.2	兵庫県
102,660	72.5	122,743	73.8	225,404	73.2	奈良県
105,237	74.3	132,589	79.7	237,827	77.2	和歌山県
110,854	78.3	114,710	69.0	225,564	73.2	鳥取県
113,607	80.2	121,254	72.9	234,860	76.3	島根県
126,187	89.1	147,564	88.7	273,752	88.9	岡山県
133,435	94.2	156,790	94.2	290,226	94.2	広島県
124,852	88.2	138,770	83.4	263,622	85.6	山口県
118,518	83.7	129,823	78.0	248,341	80.6	徳島県
134,036	94.6	134,796	81.0	268,832	87.3	香川県
116,575	82.3	128,912	77.5	245,487	79.7	愛媛県
107,457	75.9	114,625	68.9	222,082	72.1	高知県
125,169	88.4	144,765	87.0	269,935	87.6	福岡県
117,640	83.1	119,106	71.6	236,745	76.9	佐賀県
99,396	70.2	112,892	67.9	212,288	68.9	長崎県
108,429	76.6	114,740	69.0	223,169	72.5	熊本県
113,552	80.2	130,120	78.2	243,672	79.1	大分県
107,673	76.0	115,470	69.4	223,143	72.5	宮崎県
104,907	74.1	117,108	70.4	222,015	72.1	鹿児島県
96,144	67.9	111,921	67.3	208,064	67.6	沖縄県
141,619	100.0	166,358	100.0	307,977	100.0	合計

消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成28年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	167,641	31,213	77.7	18,866	3,513	59.6	186,507	34,726	75.4
青森県	33,671	25,434	63.3	3,867	2,921	49.6	37,538	28,355	61.6
岩手県	35,687	27,940	69.6	5,082	3,978	67.5	40,769	31,919	69.3
宮城県	80,626	34,761	86.5	13,358	5,759	97.8	93,985	40,521	88.0
秋田県	25,689	24,960	62.1	3,217	3,126	53.1	28,906	28,086	61.0
山形県	31,983	28,596	71.2	3,844	3,437	58.3	35,827	32,032	69.5
福島県	61,186	31,563	78.6	8,671	4,473	75.9	69,857	36,036	78.2
茨城県	107,620	36,353	90.5	12,776	4,315	73.2	120,396	40,668	88.3
栃木県	71,904	36,104	89.9	9,813	4,927	83.6	81,718	41,031	89.1
群馬県	68,953	34,506	85.9	12,635	6,323	107.3	81,588	40,829	88.6
埼玉県	307,536	41,877	104.3	24,991	3,403	57.8	332,526	45,280	98.3
千葉県	273,620	43,545	108.4	23,099	3,676	62.4	296,719	47,221	102.5
東京都	886,882	65,549	163.2	223,401	16,511	280.3	1,110,283	82,060	178.2
神奈川県	468,341	51,155	127.3	38,928	4,252	72.2	507,270	55,407	120.3
新潟県	69,796	30,334	75.5	9,004	3,913	66.4	78,800	34,247	74.4
富山県	38,854	36,153	90.0	4,984	4,638	78.7	43,838	40,790	88.6
石川県	41,222	35,732	89.0	6,511	5,644	95.8	47,733	41,376	89.8
福井県	27,616	34,762	86.5	3,817	4,805	81.6	31,433	39,567	85.9
山梨県	28,703	33,980	84.6	4,255	5,037	85.5	32,958	39,017	84.7
長野県	70,500	33,160	82.6	9,027	4,246	72.1	79,528	37,406	81.2
岐阜県	73,249	35,450	88.3	8,499	4,113	69.8	81,748	39,563	85.9
静岡県	146,406	38,970	97.0	16,572	4,411	74.9	162,978	43,381	94.2
愛知県	352,653	46,819	116.6	59,928	7,956	135.1	412,581	54,775	118.9
三重県	68,692	37,297	92.9	7,903	4,291	72.8	76,595	41,588	90.3
滋賀県	52,657	37,075	92.3	6,457	4,546	77.2	59,114	41,622	90.4
京都府	98,577	38,366	95.5	11,059	4,304	73.1	109,636	42,670	92.6
大阪府	341,124	38,495	95.8	69,028	7,790	132.2	410,153	46,285	100.5
兵庫県	228,906	40,828	101.6	21,889	3,904	66.3	250,794	44,732	97.1
奈良県	51,600	37,387	93.1	3,328	2,412	40.9	54,929	39,798	86.4
和歌山県	29,643	30,104	74.9	3,119	3,167	53.8	32,762	33,272	72.2
鳥取県	16,074	27,941	69.6	1,970	3,424	58.1	18,044	31,366	68.1
島根県	20,086	28,844	71.8	2,468	3,544	60.2	22,555	32,388	70.3
岡山県	64,647	33,537	83.5	8,570	4,446	75.5	73,216	37,983	82.5
広島県	106,163	37,153	92.5	15,008	5,252	89.2	121,171	42,405	92.1
山口県	45,639	32,401	80.7	6,194	4,398	74.7	51,834	36,798	79.9
徳島県	24,066	31,492	78.4	2,987	3,909	66.4	27,054	35,401	76.9
香川県	33,687	33,761	84.0	5,494	5,506	93.5	39,181	39,267	85.3
愛媛県	41,565	29,577	73.6	5,704	4,059	68.9	47,268	33,635	73.0
高知県	21,027	28,705	71.5	2,356	3,217	54.6	23,384	31,922	69.3
福岡県	172,809	33,710	83.9	23,874	4,657	79.1	196,683	38,367	83.3
佐賀県	23,460	27,997	69.7	2,958	3,530	59.9	26,419	31,527	68.4
長崎県	38,155	27,392	68.2	4,191	3,009	51.1	42,346	30,400	66.0
熊本県	48,672	27,068	67.4	5,780	3,215	54.6	54,452	30,282	65.7
大分県	33,068	28,098	69.9	4,379	3,721	63.2	37,447	31,818	69.1
宮崎県	28,705	25,640	63.8	3,489	3,117	52.9	32,194	28,756	62.4
鹿児島県	42,897	25,718	64.0	5,317	3,187	54.1	48,214	28,905	62.8
沖縄県	35,643	24,295	60.5	4,793	3,267	55.5	40,436	27,563	59.8
合計	5,137,905	40,169	100.0	753,462	5,891	100.0	5,891,366	46,060	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数			
4,565	850	54.9	110,332	20,543	64.7	114,897	21,393	64.2	北海道		
936	707	45.7	23,728	17,923	56.4	24,664	18,630	55.9	青森県		
1,230	963	62.2	27,244	21,330	67.1	28,474	22,293	66.9	岩手県		
3,273	1,411	91.1	75,058	32,360	101.9	78,331	33,771	101.4	宮城県		
772	750	48.4	17,539	17,041	53.6	18,311	17,791	53.4	秋田県		
1,069	955	61.7	20,309	18,158	57.2	21,377	19,113	57.4	山形県		
2,495	1,287	83.1	59,726	30,809	97.0	62,221	32,096	96.3	福島県		
3,014	1,018	65.8	76,250	25,756	81.1	79,264	26,774	80.4	茨城県		
1,947	977	63.1	55,057	27,645	87.0	57,004	28,622	85.9	栃木県		
1,907	954	61.6	64,289	32,172	101.3	66,197	33,127	99.4	群馬県		
12,494	1,701	109.9	134,820	18,358	57.8	147,314	20,060	60.2	埼玉県		
7,739	1,232	79.6	132,692	21,117	66.5	140,431	22,349	67.1	千葉県		
50,259	3,715	240.0	1,043,654	77,136	242.8	1,093,913	80,851	242.7	東京都		
18,239	1,992	128.7	244,106	26,663	83.9	262,345	28,655	86.0	神奈川県		
2,108	916	59.2	59,236	25,744	81.0	61,344	26,661	80.0	新潟県		
1,170	1,089	70.3	29,037	27,018	85.0	30,207	28,108	84.4	富山県		
1,458	1,264	81.7	35,103	30,429	95.8	36,561	31,692	95.1	石川県		
884	1,112	71.8	27,286	34,346	108.1	28,169	35,458	106.4	福井県		
994	1,176	76.0	23,413	27,716	87.2	24,406	28,893	86.7	山梨県		
1,784	839	54.2	50,877	23,930	75.3	52,662	24,770	74.4	長野県		
2,542	1,230	79.5	49,119	23,772	74.8	51,660	25,002	75.0	岐阜県		
5,546	1,476	95.3	120,573	32,094	101.0	126,119	33,570	100.8	静岡県		
13,346	1,772	114.5	340,752	45,239	142.4	354,097	47,011	141.1	愛知県		
2,139	1,161	75.0	51,934	28,198	88.8	54,072	29,359	88.1	三重県		
1,397	984	63.6	40,127	28,253	88.9	41,524	29,237	87.8	滋賀県		
3,887	1,513	97.7	64,577	25,133	79.1	68,464	26,646	80.0	京都府		
14,858	1,677	108.3	338,960	38,251	120.4	353,818	39,928	119.8	大阪府		
6,959	1,241	80.2	134,038	23,907	75.3	140,997	25,149	75.5	兵庫県		
1,285	931	60.1	17,350	12,571	39.6	18,635	13,502	40.5	奈良県		
1,031	1,047	67.6	17,296	17,565	55.3	18,327	18,612	55.9	和歌山県		
446	775	50.1	10,477	18,213	57.3	10,923	18,989	57.0	鳥取県		
653	937	60.5	15,112	21,700	68.3	15,764	22,637	67.9	島根県		
1,707	885	57.2	46,588	24,169	76.1	48,295	25,054	75.2	岡山県		
3,859	1,351	87.3	81,284	28,446	89.5	85,144	29,797	89.4	広島県		
1,528	1,085	70.1	36,620	25,998	81.8	38,148	27,083	81.3	山口県		
572	748	48.3	17,335	22,683	71.4	17,907	23,432	70.3	徳島県		
844	846	54.7	29,258	29,322	92.3	30,102	30,168	90.6	香川県		
1,208	860	55.6	32,366	23,031	72.5	33,574	23,891	71.7	愛媛県		
820	1,119	72.3	12,949	17,677	55.6	13,768	18,796	56.4	高知県		
6,576	1,283	82.9	128,876	25,140	79.1	135,452	26,423	79.3	福岡県		
871	1,039	67.1	17,059	20,357	64.1	17,929	21,396	64.2	佐賀県		
1,316	945	61.0	22,068	15,843	49.9	23,385	16,788	50.4	長崎県		
1,506	838	54.1	29,568	16,444	51.8	31,075	17,282	51.9	熊本県		
978	831	53.7	24,357	20,696	65.1	25,335	21,527	64.6	大分県		
1,016	908	58.7	20,092	17,947	56.5	21,109	18,855	56.6	宮崎県		
1,243	745	48.1	28,846	17,294	54.4	30,090	18,039	54.1	鹿児島県		
1,491	1,016	65.6	25,982	17,710	55.7	27,473	18,726	56.2	沖縄県		
197,961	1,548	100.0	4,063,318	31,768	100.0	4,261,279	33,315	100.0	合計		

税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成28年度）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北	海	道	202,473	37,699	102.5	15,707	2,924	94.3
青	森	県	45,387	34,283	93.2	2,109	1,593	51.4
岩	手	県	43,447	34,016	92.5	2,359	1,847	59.5
宮	城	県	83,639	36,060	98.1	6,306	2,719	87.7
秋	田	県	37,351	36,291	98.7	1,695	1,647	53.1
山	形	県	38,521	34,441	93.7	2,253	2,015	65.0
福	島	県	67,578	34,860	94.8	3,591	1,852	59.7
茨	城	県	94,345	31,868	86.7	7,044	2,379	76.7
栃	木	県	71,234	35,767	97.3	4,947	2,484	80.1
群	馬	県	70,275	35,168	95.6	5,685	2,845	91.7
埼	玉	県	213,788	29,111	79.2	20,018	2,726	87.9
千	葉	県	202,028	32,152	87.4	17,444	2,776	89.5
東	京	都	714,602	52,816	143.6	81,656	6,035	194.6
神	奈	川 県	300,159	32,785	89.2	28,958	3,163	102.0
新	潟	県	80,588	35,024	95.3	4,927	2,141	69.0
富	山	県	39,147	36,426	99.1	2,940	2,735	88.2
石	川	県	43,613	37,805	102.8	2,762	2,394	77.2
福	井	県	28,975	36,473	99.2	1,706	2,148	69.2
山	梨	県	30,620	36,249	98.6	1,883	2,229	71.9
長	野	県	77,816	36,601	99.5	4,721	2,221	71.6
岐	阜	県	70,520	34,129	92.8	4,520	2,187	70.5
静	岡	県	137,623	36,632	99.6	11,490	3,058	98.6
愛	知	県	288,474	38,299	104.2	23,224	3,083	99.4
三	重	県	61,874	33,595	91.4	4,716	2,561	82.6
滋	賀	県	44,358	31,233	84.9	3,681	2,592	83.6
京	都	府	96,886	37,708	102.6	7,824	3,045	98.2
大	阪	府	350,201	39,520	107.5	38,484	4,343	140.0
兵	庫	県	185,118	33,018	89.8	16,877	3,010	97.0
奈	良	県	40,588	29,408	80.0	2,108	1,528	49.3
和	歌	山 県	31,228	31,713	86.3	1,933	1,963	63.3
鳥	取	県	20,453	35,555	96.7	1,215	2,112	68.1
島	根	県	24,000	34,464	93.7	1,199	1,722	55.5
岡	山	県	67,459	34,996	95.2	5,123	2,658	85.7
広	島	県	103,681	36,284	98.7	7,852	2,748	88.6
山	口	県	48,092	34,142	92.9	2,558	1,816	58.5
徳	島	県	26,112	34,168	92.9	1,752	2,293	73.9
香	川	県	37,253	37,334	101.5	2,287	2,292	73.9
愛	媛	県	49,074	34,920	95.0	3,373	2,400	77.4
高	知	県	25,980	35,466	96.5	1,310	1,788	57.6
福	岡	県	183,737	35,841	97.5	15,836	3,089	99.6
佐	賀	県	29,051	34,668	94.3	1,782	2,126	68.5
長	崎	県	47,604	34,175	92.9	2,150	1,544	49.8
熊	本	県	65,866	36,630	99.6	3,198	1,779	57.4
大	分	県	41,959	35,653	97.0	2,776	2,359	76.0
宮	崎	県	39,654	35,420	96.3	2,278	2,035	65.6
鹿	児	島 県	57,572	34,515	93.9	3,892	2,333	75.2
沖	縄	県	42,825	29,191	79.4	4,570	3,115	100.4
合	計		4,702,828	36,768	100.0	396,717	3,102	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
7,641	1,423	122.3	1,608	299	83.3	76,268	14,201	118.3	北海道
1,737	1,312	112.7	156	118	32.9	16,560	12,509	104.2	青森県
1,531	1,199	103.0	294	230	64.1	17,692	13,852	115.4	岩手県
3,048	1,314	112.9	760	328	91.4	32,942	14,202	118.4	宮城県
1,181	1,147	98.5	171	167	46.5	13,672	13,284	110.7	秋田県
1,186	1,061	91.2	128	114	31.8	15,985	14,292	119.1	山形県
2,652	1,368	117.5	668	344	95.8	30,537	15,752	131.3	福島県
3,664	1,238	106.4	2,788	942	262.4	50,159	16,943	141.2	茨城県
2,411	1,211	104.0	2,376	1,193	332.3	34,937	17,542	146.2	栃木県
2,352	1,177	101.1	1,268	634	176.6	34,076	17,053	142.1	群馬県
7,860	1,070	91.9	2,240	305	85.0	85,100	11,588	96.6	埼玉県
6,885	1,096	94.2	4,484	714	198.9	74,472	11,852	98.8	千葉県
17,244	1,274	109.5	652	48	13.4	104,648	7,735	64.5	東京都
9,425	1,029	88.4	1,577	172	47.9	91,534	9,998	83.3	神奈川県
2,543	1,105	94.9	578	251	69.9	31,666	13,762	114.7	新潟県
1,180	1,098	94.3	316	294	81.9	16,903	15,728	131.1	富山県
1,351	1,171	100.6	563	488	135.9	17,400	15,083	125.7	石川県
890	1,120	96.2	252	317	88.3	11,946	15,038	125.3	福井県
1,015	1,201	103.2	768	909	253.2	12,838	15,198	126.7	山梨県
2,192	1,031	88.6	889	418	116.4	31,819	14,966	124.7	長野県
2,107	1,020	87.6	1,811	877	244.3	31,674	15,329	127.7	岐阜県
4,141	1,102	94.7	2,597	691	192.5	53,854	14,335	119.5	静岡県
8,493	1,128	96.9	1,542	205	57.1	114,315	15,177	126.5	愛知県
2,055	1,116	95.9	1,773	962	268.0	27,331	14,839	123.7	三重県
1,520	1,070	91.9	1,062	747	208.1	17,897	12,601	105.0	滋賀県
2,707	1,054	90.5	796	310	86.4	24,997	9,729	81.1	京都府
11,964	1,350	116.0	1,471	166	46.2	77,574	8,754	73.0	大阪府
5,640	1,006	86.4	3,678	656	182.7	61,060	10,891	90.8	兵庫県
1,236	895	76.9	882	639	178.0	15,250	11,049	92.1	奈良県
1,130	1,147	98.5	358	364	101.4	11,115	11,288	94.1	和歌山県
631	1,096	94.2	97	169	47.1	6,922	12,032	100.3	鳥取県
689	989	85.0	130	186	51.8	8,043	11,549	96.2	島根県
2,116	1,098	94.3	712	370	103.1	25,396	13,175	109.8	岡山県
3,068	1,074	92.3	740	259	72.1	32,997	11,548	96.2	広島県
1,540	1,094	94.0	505	359	100.0	17,719	12,580	104.8	山口県
853	1,116	95.9	266	348	96.9	10,113	13,234	110.3	徳島県
1,125	1,127	96.8	362	363	101.1	12,991	13,020	108.5	香川県
1,510	1,074	92.3	353	251	69.9	15,570	11,079	92.3	愛媛県
869	1,186	101.9	246	335	93.3	7,740	10,566	88.1	高知県
6,373	1,243	106.8	1,004	196	54.6	58,568	11,425	95.2	福岡県
1,047	1,249	107.3	282	336	93.6	10,168	12,134	101.1	佐賀県
1,616	1,160	99.7	294	211	58.8	12,782	9,176	76.5	長崎県
2,122	1,180	101.4	487	271	75.5	21,321	11,857	98.8	熊本県
1,372	1,166	100.2	339	288	80.2	14,100	11,981	99.8	大分県
1,320	1,179	101.3	452	404	112.5	13,067	11,672	97.3	宮崎県
1,873	1,123	96.5	397	238	66.3	17,672	10,595	88.3	鹿児島県
1,800	1,227	105.4	768	523	145.7	13,534	9,225	76.9	沖縄県
148,901	1,164	100.0	45,940	359	100.0	1,534,927	12,000	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成28年度）

都道府県	釧 区 税			道府県固定資産税			自動車取得税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	32	6	200.0	921	172	781.8	7,372	1,373	120.2
青森県	3	2	66.7	223	168	763.6	1,604	1,211	106.0
岩手県	17	13	433.3	-	-	-	1,690	1,324	115.9
宮城県	3	1	33.3	-	-	-	2,917	1,258	110.2
秋田県	15	15	500.0	-	-	-	1,369	1,330	116.5
山形県	3	3	100.0	-	-	-	1,436	1,284	112.4
福島県	11	6	200.0	1,332	687	3,122.7	2,616	1,350	118.2
茨城県	4	1	33.3	-	-	-	3,695	1,248	109.3
栃木県	7	4	133.3	-	-	-	2,633	1,322	115.8
群馬県	2	1	33.3	-	-	-	2,892	1,447	126.7
埼玉県	5	1	33.3	-	-	-	7,865	1,071	93.8
千葉県	41	7	233.3	-	-	-	6,086	969	84.9
東京都	2	0	0.0	-	-	-	14,348	1,060	92.8
神奈川県	0	0	0.0	-	-	-	9,648	1,054	92.3
新潟県	50	22	733.3	-	-	-	2,777	1,207	105.7
富山県	1	1	33.3	-	-	-	1,354	1,260	110.3
石川県	1	0.0	0.0	-	-	-	1,542	1,336	117.0
福井県	2	2	66.7	-	-	-	1,054	1,326	116.1
山梨県	0	0	0.0	-	-	-	1,039	1,230	107.7
長野県	3	1	33.3	-	-	-	3,006	1,414	123.8
岐阜県	15	7	233.3	-	-	-	2,887	1,397	122.3
静岡県	4	1	33.3	-	-	-	4,760	1,267	110.9
愛知県	3	0	0.0	317	42	190.9	12,199	1,620	141.9
三重県	3	2	66.7	-	-	-	2,570	1,395	122.2
滋賀県	7	5	166.7	-	-	-	1,718	1,210	106.0
京都府	1	0	0.0	-	-	-	2,759	1,074	94.0
大阪府	0	0	0.0	-	-	-	8,760	989	86.6
兵庫県	9	2	66.7	-	-	-	5,974	1,065	93.3
奈良県	1	1	33.3	-	-	-	1,337	969	84.9
和歌山県	0	0	0.0	-	-	-	1,017	1,033	90.5
鳥取県	1	1	33.3	-	-	-	611	1,063	93.1
島根県	1	2	66.7	-	-	-	717	1,030	90.2
岡山県	11	6	200.0	-	-	-	2,195	1,139	99.7
広島県	5	2	66.7	-	-	-	3,125	1,094	95.8
山口県	9	6	200.0	-	-	-	1,640	1,165	102.0
徳島県	1	2	66.7	-	-	-	737	965	84.5
香川県	0	0	0.0	-	-	-	998	1,000	87.6
愛媛県	3	2	66.7	-	-	-	1,252	891	78.0
高知県	7	9	300.0	-	-	-	645	881	77.1
福岡県	5	1	33.3	-	-	-	5,335	1,041	91.2
佐賀県	0	0	0.0	-	-	-	746	890	77.9
長崎県	4	3	100.0	-	-	-	1,014	728	63.7
熊本県	8	5	166.7	-	-	-	1,772	986	86.3
大分県	11	9	300.0	-	-	-	1,084	921	80.6
宮崎県	6	5	166.7	-	-	-	986	880	77.1
鹿児島県	9	5	166.7	-	-	-	1,312	787	68.9
沖縄県	8	5	166.7	-	-	-	963	657	57.5
合 計	331	3	100.0	2,793	22	100.0	146,060	1,142	100.0

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県					
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり							
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数						
58,296	10,854	148.8	52	10	142.9	1,668	311	81.4	北	海	道			
13,484	10,185	139.6	6	5	71.4	19,805	14,960	3,916.2	青	森	県			
17,617	13,793	189.0	15	11	157.1	76	60	15.7	岩	手	県			
28,772	12,405	170.0	14	6	85.7	466	201	52.6	宮	城	県			
8,725	8,477	116.2	4	4	57.1	199	193	50.5	秋	田	県			
9,753	8,720	119.5	6	5	71.4	161	144	37.7	山	形	県			
24,231	12,500	171.3	17	9	128.6	469	242	63.4	福	島	県			
31,910	10,779	147.7	44	15	214.3	1,215	410	107.3	茨	城	県			
21,724	10,908	149.5	28	14	200.0	-	-	-	栃	木	県			
16,643	8,329	114.2	24	12	171.4	-	-	-	群	馬	県			
48,126	6,553	89.8	22	3	42.9	0	0	0.0	埼	玉	県			
39,951	6,358	87.1	34	5	71.4	-	-	-	千	葉	県			
40,774	3,014	41.3	4	0	0.0	2,217	164	42.9	東	京	都			
39,553	4,320	59.2	17	2	28.6	-	-	-	神	奈	川			
22,720	9,874	135.3	13	6	85.7	3,344	1,453	380.4	新	潟	県			
10,688	9,945	136.3	7	6	85.7	-	-	-	富	山	県			
10,118	8,770	120.2	11	10	142.9	770	668	174.9	石	川	県			
7,664	9,647	132.2	13	16	228.6	6,621	8,334	2,181.7	福	井	県			
7,157	8,473	116.1	17	20	285.7	-	-	-	山	梨	県			
17,480	8,222	112.7	26	12	171.4	-	-	-	長	野	県			
16,546	8,007	109.7	22	11	157.1	14	7	1.8	岐	阜	県			
36,813	9,799	134.3	42	11	157.1	1,240	330	86.4	静	岡	県			
58,541	7,772	106.5	13	2	28.6	605	80	20.9	愛	知	県			
21,076	11,443	156.8	24	13	185.7	531	288	75.4	三	重	県			
12,020	8,463	116.0	13	9	128.6	27	19	5.0	滋	賀	県			
13,836	5,385	73.8	20	8	114.3	53	21	5.5	京	都	府			
46,668	5,266	72.2	8	1	14.3	88	10	2.6	大	阪	府			
37,556	6,699	91.8	38	7	100.0	-	-	-	兵	庫	県			
6,571	4,761	65.3	12	8	114.3	141	102	26.7	奈	良	県			
5,740	5,829	79.9	16	16	228.6	-	-	-	和	歌	山			
4,856	8,441	115.7	7	12	171.4	12	20	5.2	鳥	取	県			
5,121	7,354	100.8	13	19	271.4	881	1,265	331.2	鳥	根	県			
18,246	9,466	129.7	20	10	142.9	452	235	61.5	岡	山	県			
22,993	8,047	110.3	25	9	128.6	488	171	44.8	広	島	県			
13,563	9,629	132.0	14	10	142.9	241	171	44.8	山	口	県			
5,762	7,539	103.3	17	22	314.3	0	0	0.0	徳	島	県			
9,437	9,458	129.6	6	6	85.7	-	-	-	香	川	県			
10,143	7,218	98.9	27	19	271.4	1,676	1,193	312.3	愛	媛	県			
4,744	6,476	88.8	24	32	457.1	-	-	-	高	知	県			
38,480	7,506	102.9	20	4	57.1	171	33	8.6	福	岡	県			
9,196	10,974	150.4	9	11	157.1	1,951	2,328	609.4	佐	賀	県			
7,185	5,158	70.7	9	6	85.7	66	47	12.3	長	崎	県			
14,514	8,072	110.6	22	12	171.4	134	75	19.6	熊	本	県			
8,843	7,514	103.0	29	24	342.9	344	292	76.4	大	分	県			
9,210	8,226	112.7	28	25	357.1	241	215	56.3	宮	崎	県			
12,555	7,527	103.2	28	17	242.9	1,371	822	215.2	鹿	児	島			
7,589	5,173	70.9	2	1	14.3	1,081	737	192.9	沖	縄	県			
933,188	7,296	100.0	881	7	100.0	48,819	382	100.0	合		計			

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成28年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	673,444	125,390	88.5	659,075	122,714	173.4
青森県	163,275	123,332	87.1	227,172	171,598	242.5
岩手県	153,981	120,555	85.1	310,014	242,716	343.0
宮城県	331,181	142,785	100.8	236,318	101,886	144.0
秋田県	111,599	108,433	76.6	197,643	192,037	271.4
山形県	126,638	113,224	79.9	182,801	163,438	231.0
福島県	265,779	137,101	96.8	272,548	140,593	198.7
茨城県	394,527	133,266	94.1	199,187	67,282	95.1
栃木県	279,019	140,098	98.9	122,753	61,635	87.1
群馬県	281,001	140,622	99.3	126,727	63,418	89.6
埼玉県	864,865	117,768	83.2	215,262	29,312	41.4
千葉県	788,576	125,497	88.6	184,469	29,357	41.5
東京都	3,180,344	235,058	166.0	-	-	-
神奈川県	1,250,485	136,585	96.4	104,078	11,368	16.1
新潟県	289,349	125,753	88.8	268,440	116,666	164.9
富山県	146,580	136,391	96.3	131,246	122,123	172.6
石川県	162,425	140,795	99.4	129,259	112,046	158.4
福井県	118,724	149,445	105.5	129,769	163,348	230.9
山梨県	112,700	133,418	94.2	128,342	151,935	214.7
長野県	270,140	127,061	89.7	206,612	97,180	137.3
岐阜県	263,523	127,536	90.1	175,487	84,929	120.0
静岡県	541,660	144,179	101.8	159,423	42,435	60.0
愛知県	1,274,405	169,194	119.5	83,478	11,083	15.7
三重県	252,619	137,162	96.9	140,885	76,495	108.1
滋賀県	182,942	128,809	91.0	117,205	82,524	116.6
京都府	327,979	127,648	90.1	177,131	68,938	97.4
大阪府	1,299,188	146,611	103.5	276,375	31,189	44.1
兵庫県	707,741	126,235	89.1	309,403	55,186	78.0
奈良県	141,690	102,660	72.5	155,356	112,562	159.1
和歌山県	103,626	105,237	74.3	172,695	175,381	247.9
鳥取県	63,770	110,854	78.3	140,493	244,224	345.2
島根県	79,114	113,607	80.2	184,882	265,490	375.2
岡山県	243,243	126,187	89.1	169,140	87,745	124.0
広島県	381,288	133,435	94.2	187,174	65,503	92.6
山口県	175,865	124,852	88.2	174,530	123,904	175.1
徳島県	90,573	118,518	83.7	149,704	195,892	276.9
香川県	133,742	134,036	94.6	111,416	111,661	157.8
愛媛県	163,826	116,575	82.3	169,955	120,936	170.9
高知県	78,716	107,457	75.9	174,700	238,487	337.1
福岡県	641,666	125,169	88.4	281,515	54,915	77.6
佐賀県	98,579	117,640	83.1	147,251	175,722	248.4
長崎県	138,454	99,396	70.2	224,251	160,990	227.5
熊本県	194,972	108,429	76.6	289,012	160,727	227.2
大分県	133,638	113,552	80.2	175,716	149,305	211.0
宮崎県	120,545	107,673	76.0	186,678	166,745	235.7
鹿児島県	174,985	104,907	74.1	274,189	164,381	232.3
沖縄県	141,050	96,144	67.9	210,239	143,305	202.5
合計	18,114,031	141,619	100.0	9,049,996	70,754	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
86,776	16,157	107.4	1,419,295	264,261	116.2	北海道
20,510	15,492	102.9	410,956	310,422	136.5	青森県
21,315	16,688	110.9	485,310	379,959	167.1	岩手県
34,616	14,924	99.2	602,114	259,595	114.1	宮城県
16,937	16,456	109.3	326,179	316,926	139.4	秋田県
18,693	16,713	111.1	328,131	293,375	129.0	山形県
30,717	15,845	105.3	569,043	293,539	129.1	福島県
43,570	14,717	97.8	637,285	215,266	94.7	茨城県
30,475	15,302	101.7	432,247	217,035	95.4	栃木県
30,648	15,337	101.9	438,376	219,377	96.5	群馬県
94,343	12,847	85.4	1,174,469	159,927	70.3	埼玉県
80,006	12,732	84.6	1,053,051	167,587	73.7	千葉県
235,549	17,409	115.7	3,415,893	252,467	111.0	東京都
119,115	13,010	86.5	1,473,678	160,963	70.8	神奈川県
36,975	16,070	106.8	594,764	258,489	113.7	新潟県
17,730	16,497	109.6	295,556	275,011	120.9	富山県
18,810	16,305	108.3	310,494	269,146	118.3	石川県
13,229	16,652	110.7	261,722	329,445	144.9	福井県
13,196	15,622	103.8	254,238	300,974	132.3	山梨県
33,548	15,779	104.9	510,300	240,021	105.5	長野県
31,632	15,309	101.7	470,642	227,774	100.2	岐阜県
55,345	14,732	97.9	756,428	201,346	88.5	静岡県
114,478	15,198	101.0	1,472,360	195,475	86.0	愛知県
28,492	15,470	102.8	421,996	229,128	100.8	三重県
21,367	15,045	100.0	321,515	226,377	99.5	滋賀県
37,961	14,774	98.2	543,072	211,360	92.9	京都府
133,442	15,059	100.1	1,709,005	192,859	84.8	大阪府
77,578	13,837	91.9	1,094,722	195,258	85.9	兵庫県
18,325	13,278	88.2	315,371	228,500	100.5	奈良県
14,857	15,088	100.3	291,179	295,706	130.0	和歌山県
9,684	16,834	111.9	213,948	371,912	163.5	鳥取県
12,297	17,659	117.3	276,293	396,755	174.5	島根県
29,175	15,135	100.6	441,558	229,068	100.7	岡山県
43,548	15,240	101.3	612,010	214,179	94.2	広島県
22,220	15,775	104.8	372,614	264,530	116.3	山口県
12,157	15,908	105.7	252,433	330,318	145.2	徳島県
15,422	15,456	102.7	260,580	261,152	114.8	香川県
21,782	15,500	103.0	355,562	253,011	111.3	愛媛県
12,117	16,541	109.9	265,533	362,485	159.4	高知県
74,013	14,438	95.9	997,194	194,522	85.5	福岡県
13,006	15,521	103.1	258,836	308,883	135.8	佐賀県
20,686	14,851	98.7	383,391	275,236	121.0	長崎県
26,655	14,823	98.5	510,639	283,980	124.9	熊本県
18,705	15,894	105.6	328,059	278,751	122.6	大分県
17,522	15,651	104.0	324,745	290,069	127.5	宮崎県
26,109	15,653	104.0	475,283	284,941	125.3	鹿児島県
19,502	13,293	88.3	370,791	252,742	111.1	沖縄県
1,924,835	15,049	100.0	29,088,861	227,422	100.0	合 計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成28年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	247,741	46,127	80.1	60,662	11,295	65.4
青森県	49,995	37,765	65.6	11,278	8,519	49.3
岩手県	52,118	40,804	70.9	14,391	11,267	65.3
宮城県	117,081	50,478	87.7	35,915	15,485	89.7
秋田県	37,474	36,411	63.2	9,148	8,888	51.5
山形県	46,287	41,384	71.9	11,092	9,917	57.4
福島県	88,763	45,788	79.5	22,452	11,582	67.1
茨城県	155,125	52,399	91.0	36,691	12,394	71.8
栃木県	104,244	52,342	90.9	29,566	14,845	86.0
群馬県	99,661	49,873	86.6	37,983	19,008	110.1
埼玉県	446,761	60,835	105.6	76,516	10,419	60.3
千葉県	395,771	62,985	109.4	69,117	11,000	63.7
東京都	1,262,720	93,327	162.1	673,002	49,741	288.1
神奈川県	671,663	73,363	127.4	117,449	12,828	74.3
新潟県	102,083	44,366	77.0	26,942	11,709	67.8
富山県	55,665	51,796	90.0	14,564	13,552	78.5
石川県	59,624	51,684	89.8	18,084	15,675	90.8
福井県	39,783	50,077	87.0	11,444	14,405	83.4
山梨県	41,534	49,169	85.4	11,094	13,133	76.1
長野県	102,144	48,044	83.4	25,292	11,896	68.9
岐阜県	104,427	50,539	87.8	22,505	10,892	63.1
静岡県	210,491	56,028	97.3	51,339	13,665	79.1
愛知県	492,828	65,429	113.6	170,553	22,643	131.1
三重県	97,375	52,871	91.8	20,406	11,080	64.2
滋賀県	75,412	53,097	92.2	18,604	13,099	75.9
京都府	139,211	54,180	94.1	33,409	13,003	75.3
大阪府	483,400	54,551	94.7	186,412	21,036	121.8
兵庫県	320,789	57,217	99.4	67,976	12,124	70.2
奈良県	71,676	51,932	90.2	9,514	6,893	39.9
和歌山県	41,760	42,409	73.6	8,525	8,658	50.1
鳥取県	23,140	40,224	69.9	5,437	9,451	54.7
島根県	29,118	41,813	72.6	7,213	10,357	60.0
岡山県	92,296	47,881	83.2	24,778	12,854	74.4
広島県	152,893	53,506	92.9	44,290	15,500	89.8
山口県	65,598	46,570	80.9	18,350	13,027	75.4
徳島県	33,519	43,861	76.2	8,696	11,379	65.9
香川県	48,109	48,215	83.7	15,431	15,465	89.6
愛媛県	59,133	42,078	73.1	16,628	11,832	68.5
高知県	30,096	41,084	71.3	6,711	9,161	53.1
福岡県	249,973	48,762	84.7	73,102	14,260	82.6
佐賀県	34,234	40,853	70.9	8,429	10,059	58.3
長崎県	55,859	40,102	69.6	11,835	8,496	49.2
熊本県	71,279	39,640	68.8	16,722	9,300	53.9
大分県	48,357	41,089	71.4	12,288	10,441	60.5
宮崎県	42,138	37,639	65.4	9,681	8,648	50.1
鹿児島県	62,837	37,672	65.4	15,224	9,127	52.9
沖縄県	52,947	36,090	62.7	11,742	8,004	46.4
合 計	7,365,129	57,582	100.0	2,208,484	17,266	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
308,404	57,422	76.7	67,176	12,508	47.2	北 海 道
61,273	46,284	61.8	18,569	14,027	52.9	青 森 県
66,508	52,071	69.6	20,680	16,190	61.0	岩 手 県
152,996	65,963	88.1	42,680	18,401	69.4	宮 城 県
46,621	45,299	60.5	14,232	13,828	52.1	秋 田 県
57,378	51,301	68.5	18,135	16,214	61.1	山 形 県
111,215	57,370	76.6	33,418	17,239	65.0	福 島 県
191,816	64,793	86.6	59,258	20,017	75.5	茨 城 県
133,810	67,187	89.8	45,957	23,076	87.0	栃 木 県
137,643	68,881	92.0	44,656	22,347	84.2	群 馬 県
523,276	71,254	95.2	197,556	26,901	101.4	埼 玉 県
464,888	73,984	98.8	144,013	22,919	86.4	千 葉 県
1,935,722	143,068	191.1	743,293	54,936	207.1	東 京 都
789,112	86,191	115.2	280,646	30,654	115.6	神 奈 川 県
129,025	56,075	74.9	45,295	19,686	74.2	新 潟 県
70,230	65,348	87.3	23,095	21,489	81.0	富 山 県
77,708	67,359	90.0	24,561	21,291	80.3	石 川 県
51,227	64,482	86.2	17,222	21,678	81.7	福 井 県
52,628	62,303	83.2	17,777	21,045	79.3	山 梨 県
127,436	59,940	80.1	42,524	20,001	75.4	長 野 県
126,932	61,431	82.1	47,424	22,952	86.5	岐 阜 県
261,829	69,694	93.1	105,173	27,995	105.5	静 岡 県
663,381	88,072	117.7	250,169	33,213	125.2	愛 知 県
117,781	63,951	85.4	38,921	21,133	79.7	三 重 県
94,016	66,197	88.4	30,420	21,419	80.8	滋 賀 県
172,620	67,183	89.8	72,322	28,147	106.1	京 都 府
669,811	75,587	101.0	258,390	29,159	109.9	大 阪 府
388,765	69,341	92.6	139,038	24,799	93.5	兵 庫 県
81,190	58,825	78.6	28,552	20,687	78.0	奈 良 県
50,285	51,067	68.2	19,117	19,414	73.2	和 歌 山 県
28,577	49,676	66.4	9,882	17,177	64.8	鳥 取 県
36,330	52,170	69.7	12,364	17,754	66.9	島 根 県
117,074	60,735	81.1	43,032	22,324	84.2	岡 山 県
197,183	69,006	92.2	67,315	23,558	88.8	広 島 県
83,948	59,597	79.6	25,836	18,342	69.1	山 口 県
42,215	55,240	73.8	15,276	19,989	75.4	徳 島 県
63,541	63,680	85.1	18,565	18,606	70.1	香 川 県
75,761	53,910	72.0	31,615	22,497	84.8	愛 媛 県
36,807	50,246	67.1	13,562	18,513	69.8	高 知 県
323,075	63,022	84.2	106,641	20,802	78.4	福 岡 県
42,663	50,912	68.0	14,027	16,739	63.1	佐 賀 県
67,695	48,598	64.9	17,973	12,902	48.6	長 崎 県
88,001	48,940	65.4	29,546	16,431	61.9	熊 本 県
60,645	51,529	68.8	20,027	17,017	64.2	大 分 県
51,820	46,286	61.8	18,468	16,496	62.2	宮 崎 県
78,061	46,799	62.5	27,359	16,402	61.8	鹿 児 島 県
64,689	44,094	58.9	30,981	21,118	79.6	沖 縄 県
9,573,613	74,848	100.0	3,392,738	26,525	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成28年度）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	159,106	29,624	100.1	55,708	10,372	81.7
青森県	34,844	26,320	88.9	18,934	14,302	112.7
岩手県	30,287	23,712	80.1	16,263	12,732	100.3
宮城県	62,706	27,035	91.3	29,234	12,604	99.3
秋田県	25,068	24,357	82.3	11,201	10,884	85.8
山形県	27,646	24,717	83.5	11,982	10,713	84.4
福島県	41,006	21,153	71.4	37,402	19,294	152.0
茨城県	84,827	28,653	96.8	48,956	16,537	130.3
栃木県	59,640	29,946	101.1	32,570	16,354	128.9
群馬県	56,335	28,192	95.2	32,320	16,174	127.4
埼玉県	185,794	25,299	85.4	62,497	8,510	67.1
千葉県	173,769	27,654	93.4	80,071	12,743	100.4
東京都	540,904	39,978	135.0	166,067	12,274	96.7
神奈川県	275,312	30,071	101.6	99,680	10,888	85.8
新潟県	66,218	28,779	97.2	39,658	17,236	135.8
富山県	35,111	32,671	110.3	20,420	19,001	149.7
石川県	34,773	30,143	101.8	15,882	13,767	108.5
福井県	25,129	31,631	106.8	17,821	22,432	176.7
山梨県	24,187	28,634	96.7	13,282	15,723	123.9
長野県	60,201	28,316	95.6	29,175	13,723	108.1
岐阜県	56,991	27,582	93.2	28,875	13,974	110.1
静岡県	116,533	31,019	104.8	60,032	15,979	125.9
愛知県	245,086	32,538	109.9	111,638	14,821	116.8
三重県	51,463	27,942	94.4	40,494	21,987	173.2
滋賀県	43,388	30,549	103.2	22,227	15,650	123.3
京都府	71,669	27,893	94.2	27,085	10,541	83.1
大阪府	291,594	32,906	111.1	87,879	9,917	78.1
兵庫県	168,793	30,106	101.7	72,974	13,016	102.6
奈良県	28,993	21,007	71.0	10,233	7,414	58.4
和歌山県	23,615	23,983	81.0	13,037	13,240	104.3
鳥取県	14,875	25,857	87.3	6,036	10,492	82.7
島根県	17,391	24,973	84.3	10,005	14,367	113.2
岡山県	50,771	26,338	89.0	28,647	14,861	117.1
広島県	78,692	27,539	93.0	39,478	13,816	108.9
山口県	36,158	25,670	86.7	24,714	17,545	138.2
徳島県	20,534	26,870	90.8	10,494	13,732	108.2
香川県	28,848	28,911	97.6	10,751	10,775	84.9
愛媛県	36,851	26,223	88.6	18,161	12,923	101.8
高知県	17,490	23,876	80.6	6,650	9,078	71.5
福岡県	148,176	28,905	97.6	52,413	10,224	80.6
佐賀県	20,824	24,850	83.9	10,893	12,999	102.4
長崎県	33,756	24,234	81.8	12,257	8,799	69.3
熊本県	43,128	23,984	81.0	18,421	10,244	80.7
大分県	30,819	26,186	88.4	18,421	15,652	123.3
宮崎県	26,941	24,065	81.3	14,249	12,728	100.3
鹿児島県	40,907	24,525	82.8	19,074	11,435	90.1
沖縄県	39,880	27,183	91.8	9,181	6,258	49.3
合計	3,787,032	29,608	100.0	1,623,442	12,692	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県	
交 付 金			計				
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり			
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数		
3,095	576	81.6	285,085	53,080	76.3	北 海 道	
964	728	103.1	73,312	55,377	79.6	青 森 県	
1,601	1,254	177.6	68,830	53,889	77.5	岩 手 県	
1,166	503	71.2	135,786	58,542	84.2	宮 城 県	
1,767	1,717	243.2	52,269	50,786	73.0	秋 田 県	
1,030	921	130.5	58,793	52,566	75.6	山 形 県	
1,143	589	83.4	112,970	58,275	83.8	福 島 県	
1,219	412	58.4	194,259	65,618	94.4	茨 城 県	
1,299	652	92.4	139,467	70,028	100.7	栃 木 県	
1,085	543	76.9	134,396	67,256	96.7	群 馬 県	
3,234	440	62.3	449,081	61,151	87.9	埼 玉 県	
1,964	313	44.3	399,817	63,629	91.5	千 葉 県	
19,438	1,437	203.5	1,469,702	108,625	156.2	東 京 都	
4,907	536	75.9	660,545	72,148	103.8	神 奈 川 県	
1,055	458	64.9	152,225	66,158	95.1	新 潟 県	
608	566	80.2	79,235	73,727	106.0	富 山 県	
626	542	76.8	75,842	65,742	94.6	石 川 県	
508	639	90.5	60,679	76,380	109.9	福 井 県	
534	632	89.5	55,780	66,034	95.0	山 梨 県	
1,343	632	89.5	133,243	62,671	90.1	長 野 県	
365	176	24.9	133,654	64,684	93.0	岐 阜 県	
1,369	364	51.6	283,108	75,357	108.4	静 岡 県	
3,909	519	73.5	610,802	81,092	116.6	愛 知 県	
408	222	31.4	131,286	71,283	102.5	三 重 県	
283	199	28.2	96,319	67,818	97.5	滋 賀 県	
702	273	38.7	171,777	66,855	96.2	京 都 府	
7,105	802	113.6	644,968	72,784	104.7	大 阪 府	
3,638	649	91.9	384,443	68,570	98.6	兵 庫 県	
526	381	54.0	68,304	49,489	71.2	奈 良 県	
332	337	47.7	56,101	56,973	81.9	和 歌 山 県	
340	591	83.7	31,132	54,118	77.8	鳥 取 県	
486	698	98.9	40,246	57,792	83.1	島 根 県	
2,792	1,448	205.1	125,242	64,972	93.4	岡 山 県	
1,363	477	67.6	186,849	65,390	94.0	広 島 県	
1,024	727	103.0	87,732	62,284	89.6	山 口 県	
458	600	85.0	46,763	61,191	88.0	徳 島 県	
343	344	48.7	58,507	58,635	84.3	香 川 県	
2,195	1,562	221.2	88,822	63,204	90.9	愛 媛 県	
591	806	114.2	38,292	52,274	75.2	高 知 県	
4,359	850	120.4	311,590	60,782	87.4	福 岡 県	
342	408	57.8	46,085	54,996	79.1	佐 賀 県	
1,394	1,001	141.8	65,380	46,936	67.5	長 崎 県	
737	410	58.1	91,832	51,070	73.4	熊 本 県	
508	432	61.2	69,774	59,287	85.3	大 分 県	
1,019	910	128.9	60,678	54,199	77.9	宮 崎 県	
2,251	1,349	191.1	89,590	53,711	77.2	鹿 児 島 県	
2,826	1,926	272.8	82,868	56,486	81.2	沖 縄 県	
90,252	706	100.0	8,893,464	69,531	100.0	合 計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成28年度）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	9,359	1,743	93.5	46,735	8,702	122.2
青森県	3,520	2,659	142.7	10,626	8,026	112.7
岩手県	3,590	2,811	150.8	9,365	7,332	103.0
宮城県	4,842	2,088	112.0	18,647	8,039	112.9
秋田県	2,759	2,681	143.8	7,224	7,019	98.6
山形県	3,171	2,835	152.1	7,256	6,488	91.1
福島県	5,081	2,621	140.6	16,222	8,368	117.5
茨城県	6,985	2,359	126.6	22,414	7,571	106.3
栃木県	4,703	2,362	126.7	14,747	7,405	104.0
群馬県	5,246	2,625	140.8	14,390	7,201	101.1
埼玉県	10,328	1,406	75.4	48,087	6,548	92.0
千葉県	8,770	1,396	74.9	42,119	6,703	94.1
東京都	7,589	561	30.1	105,493	7,797	109.5
神奈川県	8,637	943	50.6	57,657	6,298	88.4
新潟県	6,286	2,732	146.6	15,554	6,760	94.9
富山県	2,748	2,557	137.2	7,220	6,718	94.3
石川県	2,598	2,252	120.8	8,263	7,163	100.6
福井県	2,065	2,599	139.4	5,442	6,850	96.2
山梨県	2,608	3,087	165.6	6,207	7,347	103.2
長野県	6,448	3,033	162.7	13,410	6,307	88.6
岐阜県	4,934	2,388	128.1	12,889	6,238	87.6
静岡県	9,058	2,411	129.3	25,332	6,743	94.7
愛知県	12,460	1,654	88.7	51,957	6,898	96.9
三重県	4,809	2,611	140.1	12,568	6,824	95.8
滋賀県	3,418	2,407	129.1	9,300	6,548	92.0
京都府	4,122	1,604	86.1	16,562	6,446	90.5
大阪府	9,421	1,063	57.0	73,190	8,259	116.0
兵庫県	8,528	1,521	81.6	34,488	6,151	86.4
奈良県	2,716	1,968	105.6	7,560	5,477	76.9
和歌山県	3,030	3,077	165.1	6,912	7,019	98.6
鳥取県	1,718	2,986	160.2	3,857	6,705	94.2
島根県	2,199	3,157	169.4	4,214	6,052	85.0
岡山県	5,454	2,829	151.8	12,947	6,716	94.3
広島県	6,322	2,212	118.7	18,766	6,567	92.2
山口県	3,635	2,581	138.5	9,423	6,690	93.9
徳島県	2,300	3,010	161.5	5,217	6,826	95.9
香川県	2,846	2,853	153.1	6,881	6,896	96.8
愛媛県	4,017	2,858	153.3	9,236	6,572	92.3
高知県	2,381	3,250	174.4	5,314	7,254	101.9
福岡県	9,916	1,934	103.8	38,985	7,605	106.8
佐賀県	2,532	3,022	162.1	6,404	7,642	107.3
長崎県	3,825	2,746	147.3	9,887	7,098	99.7
熊本県	5,018	2,790	149.7	12,979	7,218	101.4
大分県	3,307	2,810	150.8	8,392	7,130	100.1
宮崎県	3,489	3,116	167.2	8,075	7,213	101.3
鹿児島県	5,150	3,087	165.6	11,460	6,871	96.5
沖縄県	4,474	3,049	163.6	11,007	7,502	105.4
合計	238,411	1,864	100.0	910,876	7,121	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県	
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		
108	20	133.3	132	25	44.6	北海道	
17	13	86.7	1	-	-	青森県	
12	10	66.7	0	0	0.0	岩手県	
2	1	6.7	28	12	21.4	宮城県	
48	47	313.3	-	-	-	秋田県	
6	5	33.3	0	0	0.0	山形県	
1	0	0.0	-	-	-	福島県	
2	1	6.7	58	20	35.7	茨城県	
23	12	80.0	-	0	0.0	栃木県	
4	2	13.3	1	1	1.8	群馬県	
28	4	26.7	203	28	50.0	埼玉県	
65	10	66.7	88	14	25.0	千葉県	
4	0	0.0	0	-	-	東京都	
-	-	-	35	4	7.1	神奈川県	
1,008	438	2,920.0	46	20	35.7	新潟県	
0	0	0.0	4	4	7.1	富山県	
0	0	0.0	0	-	-	石川県	
1	1	6.7	-	-	-	福井県	
-	-	-	-	-	-	山梨県	
0	0	0.0	0	0	0.0	長野県	
9	4	26.7	4	2	3.6	岐阜県	
0	0	0.0	11	3	5.4	静岡県	
5	1	6.7	28	4	7.1	愛知県	
10	6	40.0	73	39	69.6	三重県	
7	5	33.3	0	-	-	滋賀県	
0	0	0.0	-	-	-	京都府	
-	-	-	396	45	80.4	大阪府	
3	1	6.7	233	42	75.0	兵庫県	
-	-	-	-	-	-	奈良県	
-	-	-	5,426	5,511	9,841.1	和歌山県	
-	-	-	-	-	-	鳥取県	
0	1	6.7	9	12	21.4	島根県	
8	4	26.7	3	2	3.6	岡山県	
1	0	0.0	41	15	26.8	広島県	
60	42	280.0	335	238	425.0	山口県	
1	2	13.3	2	3	5.4	徳島県	
-	-	-	4	4	7.1	香川県	
0	0	0.0	-	-	-	愛媛県	
31	42	280.0	0	1	1.8	高知県	
36	7	46.7	19	4	7.1	福岡県	
-	-	-	13	15	26.8	佐賀県	
2	1	6.7	1	1	1.8	長崎県	
0	0	0.0	6	3	5.4	熊本県	
47	40	266.7	7	6	10.7	大分県	
-	-	-	-	-	-	宮崎県	
254	153	1,020.0	3	2	3.6	鹿児島県	
50	34	226.7	-	-	-	沖縄県	
1,856	15	100.0	7,211	56	100.0	合計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成28年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,423	451	257.7	9,797	1,824	63.8
青森県	180	136	77.7	-	-	-
岩手県	502	393	224.6	-	-	-
宮城県	506	218	124.6	5,318	2,293	80.1
秋田県	540	525	300.0	1,477	1,435	50.2
山形県	574	513	293.1	-	-	-
福島県	751	388	221.7	4,352	2,245	78.5
茨城県	380	128	73.1	-	-	-
栃木県	879	441	252.0	3,395	1,705	59.6
群馬県	899	450	257.1	3,922	1,962	68.6
埼玉県	43	6	3.4	8,911	1,213	42.4
千葉県	404	64	36.6	10,948	1,742	60.9
東京都	331	24	13.7	106,401	7,864	274.9
神奈川県	952	104	59.4	34,016	3,715	129.8
新潟県	855	372	212.6	4,508	1,959	68.5
富山県	311	290	165.7	3,480	3,238	113.2
石川県	565	489	279.4	2,502	2,169	75.8
福井県	430	541	309.1	-	-	-
山梨県	745	882	504.0	-	-	-
長野県	1,270	597	341.1	1,967	925	32.3
岐阜県	713	345	197.1	1,538	744	26.0
静岡県	1,694	451	257.7	9,024	2,402	84.0
愛知県	297	39	22.3	31,031	4,120	144.0
三重県	586	318	181.7	3,098	1,682	58.8
滋賀県	220	155	88.6	1,511	1,064	37.2
京都府	248	97	55.4	7,177	2,793	97.6
大阪府	246	28	16.0	39,333	4,439	155.2
兵庫県	801	143	81.7	18,175	3,242	113.3
奈良県	41	30	17.1	987	715	25.0
和歌山県	425	432	246.9	2,180	2,214	77.4
鳥取県	181	315	180.0	-	-	-
島根県	196	282	161.1	-	-	-
岡山県	192	100	57.1	8,160	4,233	148.0
広島県	238	83	47.4	10,068	3,523	123.1
山口県	228	162	92.6	-	-	-
徳島県	46	60	34.3	-	-	-
香川県	151	152	86.9	2,155	2,159	75.5
愛媛県	186	133	76.0	1,894	1,348	47.1
高知県	55	75	42.9	1,086	1,483	51.8
福岡県	275	54	30.9	16,031	3,127	109.3
佐賀県	163	194	110.9	-	-	-
長崎県	241	173	98.9	1,710	1,227	42.9
熊本県	369	205	117.1	2,253	1,253	43.8
大分県	565	480	274.3	3,049	2,591	90.6
宮崎県	137	122	69.7	1,536	1,372	48.0
鹿児島県	278	167	95.4	1,977	1,185	41.4
沖縄県	112	77	44.0	976	665	23.2
合計	22,427	175	100.0	365,941	2,861	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり					
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数				
44,414	8,269	83.8	-	-	-		北 海 道		
1,314	993	10.1	-	-	-		青 森 県		
2,090	1,636	16.6	-	-	-		岩 手 県		
19,395	8,362	84.8	1	0	0.0		宮 城 県		
261	254	2.6	-	-	-		秋 田 県		
7,220	6,455	65.4	-	-	-		山 形 県		
8,345	4,305	43.6	-	-	-		福 島 県		
16,618	5,613	56.9	-	-	-		茨 城 県		
14,094	7,077	71.7	-	-	-		栃 木 県		
11,752	5,881	59.6	-	-	-		群 馬 県		
68,828	9,372	95.0	-	-	-		埼 玉 県		
57,883	9,212	93.4	-	-	-		千 葉 県		
281,664	20,818	211.1	324	24	104.3		東 京 都		
126,346	13,800	139.9	4	0	0.0		神 奈 川 県		
12,791	5,559	56.4	575	250	1,087.0		新 潟 県		
3,888	3,617	36.7	1	1	4.3		富 山 県		
10,788	9,351	94.8	-	-	-		石 川 県		
5,476	6,894	69.9	-	-	-		福 井 県		
2,531	2,997	30.4	9	10	43.5		山 梨 県		
12,432	5,847	59.3	-	-	-		長 野 県		
15,959	7,724	78.3	25	12	52.2		岐 阜 県		
40,315	10,731	108.8	532	142	617.4		静 岡 県		
99,820	13,252	134.3	-	-	-		愛 知 県		
10,589	5,749	58.3	-	-	-		三 重 県		
9,691	6,823	69.2	-	-	-		滋 賀 県		
30,098	11,714	118.8	2	1	4.3		京 都 府		
129,544	14,619	148.2	422	48	208.7		大 阪 府		
65,585	11,698	118.6	-	-	-		兵 庫 県		
8,609	6,238	63.2	-	-	-		奈 良 県		
6,200	6,297	63.8	-	-	-		和 歌 山 県		
523	910	9.2	-	-	-		鳥 取 県		
1,245	1,787	18.1	-	-	-		島 根 県		
15,371	7,974	80.8	-	-	-		岡 山 県		
28,556	9,993	101.3	-	-	-		広 島 県		
10,109	7,176	72.7	-	-	-		山 口 県		
2,668	3,491	35.4	-	-	-		徳 島 県		
417	418	4.2	-	-	-		香 川 県		
1,247	887	9.0	-	-	-		愛 媛 県		
-	-	-	0	1	4.3		高 知 県		
41,578	8,111	82.2	618	121	526.1		福 岡 県		
1,948	2,324	23.6	-	-	-		佐 賀 県		
8,512	6,111	62.0	-	-	-		長 崎 県		
5,862	3,260	33.0	-	-	-		熊 本 県		
7,352	6,247	63.3	-	-	-		大 分 県		
3,539	3,161	32.0	-	-	-		宮 崎 県		
8,171	4,899	49.7	392	235	1,021.7		鹿 児 島 県		
-	-	-	20	14	60.9		沖 縄 県		
1,261,635	9,864	100.0	2,926	23	100.0		合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（平成28年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	A			B		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	706,457	131,537	79.1	822,903	153,218	239.3
青森県	150,242	113,488	68.2	208,022	157,133	245.4
岩手県	150,898	118,141	71.0	245,083	191,880	299.7
宮城県	337,520	145,518	87.5	262,719	113,269	176.9
秋田県	111,200	108,045	64.9	196,894	191,309	298.8
山形県	134,398	120,162	72.2	157,267	140,610	219.6
福島県	258,937	133,572	80.3	244,537	126,144	197.0
茨城県	432,532	146,103	87.8	181,557	61,327	95.8
栃木県	311,119	156,216	93.9	91,402	45,894	71.7
群馬県	308,253	154,259	92.7	122,264	61,185	95.6
埼玉県	1,108,786	150,982	90.8	152,843	20,812	32.5
千葉県	984,981	156,754	94.2	159,235	25,341	39.6
東京都	3,907,230	288,782	173.6	49,951	3,692	5.8
神奈川県	1,677,305	183,204	110.1	65,410	7,144	11.2
新潟県	322,874	140,324	84.4	269,048	116,930	182.6
富山県	167,117	155,501	93.5	89,762	83,522	130.5
石川県	178,266	154,527	92.9	107,868	93,503	146.0
福井県	125,320	157,748	94.8	67,757	85,290	133.2
山梨県	120,508	142,661	85.8	97,503	115,426	180.3
長野県	296,206	139,321	83.7	258,001	121,351	189.5
岐阜県	296,657	143,572	86.3	165,463	80,078	125.1
静岡県	630,902	167,933	100.9	103,644	27,588	43.1
愛知県	1,469,782	195,132	117.3	89,616	11,898	18.6
三重県	280,800	152,464	91.6	129,336	70,225	109.7
滋賀県	214,482	151,016	90.8	90,208	63,515	99.2
京都府	402,608	156,693	94.2	152,152	59,217	92.5
大阪府	1,567,331	176,871	106.3	247,075	27,882	43.5
兵庫県	901,021	160,709	96.6	299,075	53,344	83.3
奈良県	169,408	122,743	73.8	124,451	90,170	140.8
和歌山県	130,559	132,589	79.7	126,838	128,810	201.2
鳥取県	65,988	114,710	69.0	91,873	159,706	249.5
島根県	84,439	121,254	72.9	150,892	216,680	338.4
岡山県	284,450	147,564	88.7	179,969	93,363	145.8
広島県	448,024	156,790	94.2	203,358	71,167	111.2
山口県	195,470	138,770	83.4	141,311	100,321	156.7
徳島県	99,213	129,823	78.0	97,619	127,738	199.5
香川県	134,501	134,796	81.0	82,951	83,133	129.8
愛媛県	181,163	128,912	77.5	155,648	110,756	173.0
高知県	83,967	114,625	68.9	135,731	185,290	289.4
福岡県	742,123	144,765	87.0	330,933	64,555	100.8
佐賀県	99,808	119,106	71.6	101,510	121,137	189.2
長崎県	157,252	112,892	67.9	208,527	149,702	233.8
熊本県	206,319	114,740	69.0	244,109	135,755	212.0
大分県	153,137	130,120	78.2	138,675	117,832	184.0
宮崎県	129,274	115,470	69.4	143,223	127,930	199.8
鹿児島県	195,337	117,108	70.4	260,535	156,196	244.0
沖縄県	164,196	111,921	67.3	144,264	98,334	153.6
合計	21,278,361	166,358	100.0	8,189,012	64,023	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
29,843	5,556	171.1	1,559,203	290,311	124.3	北海道
5,437	4,107	126.4	363,701	274,728	117.6	青森県
7,750	6,068	186.8	403,730	316,088	135.3	岩手県
8,770	3,781	116.4	609,009	262,568	112.4	宮城県
5,774	5,610	172.7	313,868	304,964	130.5	秋田県
4,543	4,062	125.1	296,208	264,834	113.4	山形県
9,511	4,906	151.0	512,985	264,622	113.3	福島県
13,139	4,438	136.6	627,228	211,869	90.7	茨城県
7,193	3,612	111.2	409,713	205,721	88.1	栃木県
8,171	4,089	125.9	438,687	219,533	94.0	群馬県
17,171	2,338	72.0	1,278,799	174,133	74.5	埼玉県
16,929	2,694	82.9	1,161,145	184,790	79.1	千葉県
21,398	1,581	48.7	3,978,579	294,055	125.9	東京都
19,825	2,165	66.7	1,762,540	192,514	82.4	神奈川県
10,637	4,623	142.3	602,559	261,877	112.1	新潟県
4,204	3,912	120.4	261,083	242,935	104.0	富山県
4,134	3,583	110.3	290,268	251,613	107.7	石川県
3,116	3,923	120.8	196,193	246,960	105.7	福井県
2,764	3,272	100.7	220,775	261,360	111.9	山梨県
10,416	4,899	150.8	564,623	265,572	113.7	長野県
8,231	3,984	122.7	470,352	227,634	97.4	岐阜県
13,240	3,524	108.5	747,785	199,045	85.2	静岡県
22,094	2,933	90.3	1,581,493	209,963	89.9	愛知県
6,726	3,652	112.4	416,863	226,340	96.9	三重県
4,045	2,848	87.7	308,735	217,379	93.0	滋賀県
6,682	2,601	80.1	561,442	218,510	93.5	京都府
19,021	2,147	66.1	1,833,427	206,899	88.6	大阪府
17,041	3,040	93.6	1,217,138	217,092	92.9	兵庫県
3,616	2,620	80.7	297,475	215,533	92.3	奈良県
3,395	3,448	106.2	260,792	264,847	113.4	和歌山県
2,137	3,716	114.4	159,999	278,131	119.0	鳥取県
4,093	5,877	180.9	239,424	343,811	147.2	島根県
8,760	4,545	139.9	473,179	245,472	105.1	岡山県
9,916	3,470	106.8	661,299	231,428	99.1	広島県
4,870	3,458	106.5	341,651	242,549	103.8	山口県
3,205	4,194	129.1	200,037	261,755	112.0	徳島県
2,995	3,002	92.4	220,448	220,931	94.6	香川県
5,105	3,633	111.9	341,915	243,300	104.1	愛媛県
3,089	4,217	129.8	222,787	304,132	130.2	高知県
18,242	3,558	109.5	1,091,298	212,878	91.1	福岡県
3,200	3,818	117.5	204,517	244,061	104.5	佐賀県
4,931	3,540	109.0	370,711	266,134	113.9	長崎県
7,554	4,201	129.3	457,982	254,696	109.0	熊本県
5,329	4,528	139.4	297,142	252,480	108.1	大分県
5,577	4,982	153.4	278,074	248,381	106.3	宮崎県
7,838	4,699	144.7	463,710	278,003	119.0	鹿児島県
3,737	2,547	78.4	312,197	212,803	91.1	沖縄県
415,397	3,248	100.0	29,882,770	233,629	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成28年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,362,700	253,723	84.2	410,784	76,485	80.0
青森県	285,716	215,820	71.6	82,814	62,555	65.4
岩手県	298,830	233,960	77.6	86,338	67,596	70.7
宮城県	653,365	281,691	93.4	194,206	83,730	87.6
秋田県	217,477	211,308	70.1	62,049	60,288	63.1
山形県	257,096	229,865	76.3	76,682	68,560	71.7
福島県	517,727	267,068	88.6	147,141	75,902	79.4
茨城県	815,164	275,351	91.3	257,302	86,913	90.9
栃木県	579,918	291,182	96.6	172,899	86,814	90.8
群馬県	578,220	289,359	96.0	165,266	82,705	86.5
埼玉県	1,956,557	266,423	88.4	741,418	100,958	105.6
千葉県	1,759,588	280,029	92.9	656,871	104,537	109.4
東京都	6,809,358	503,277	167.0	2,098,483	155,098	162.3
神奈川県	2,880,438	314,617	104.4	1,112,830	121,549	127.2
新潟県	601,245	261,306	86.7	169,156	73,516	76.9
富山県	304,589	283,417	94.0	92,289	85,874	89.8
石川県	333,976	289,501	96.0	98,885	85,717	89.7
福井県	233,649	294,108	97.6	66,025	83,110	87.0
山梨県	230,915	273,364	90.7	68,852	81,509	85.3
長野県	560,068	263,430	87.4	169,281	79,622	83.3
岐阜県	553,521	267,885	88.9	173,153	83,800	87.7
静岡県	1,157,477	308,097	102.2	349,203	92,951	97.2
愛知県	2,697,985	358,192	118.8	823,658	109,351	114.4
三重県	526,823	286,044	94.9	161,549	87,715	91.8
滋賀県	391,311	275,520	91.4	125,127	88,101	92.2
京都府	715,555	278,490	92.4	231,129	89,954	94.1
大阪府	2,787,623	314,579	104.4	802,337	90,543	94.7
兵庫県	1,578,351	281,519	93.4	532,316	94,945	99.3
奈良県	308,141	223,262	74.1	118,929	86,169	90.2
和歌山県	231,726	235,329	78.1	69,228	70,304	73.6
鳥取県	126,343	219,627	72.9	38,326	66,623	69.7
島根県	158,191	227,162	75.4	48,243	69,277	72.5
岡山県	520,122	269,824	89.5	153,076	79,411	83.1
広島県	816,268	285,661	94.8	253,674	88,776	92.9
山口県	365,944	259,795	86.2	108,781	77,227	80.8
徳島県	187,390	245,207	81.3	55,556	72,697	76.1
香川県	264,208	264,788	87.8	79,759	79,934	83.6
愛媛県	338,181	240,642	79.8	98,020	69,749	73.0
高知県	159,176	217,294	72.1	49,878	68,089	71.2
福岡県	1,359,461	265,189	88.0	414,900	80,934	84.7
佐賀県	193,738	231,197	76.7	56,723	67,690	70.8
長崎県	292,585	210,047	69.7	92,566	66,453	69.5
熊本県	394,965	219,651	72.9	117,989	65,617	68.6
大分県	283,227	240,657	79.8	80,146	68,099	71.2
宮崎県	243,733	217,708	72.2	69,792	62,340	65.2
鹿児島県	364,589	218,578	72.5	104,293	62,525	65.4
沖縄県	302,889	206,458	68.5	87,748	59,812	62.6
合計	38,556,123	301,439	100.0	12,225,670	95,582	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り				
	税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数			
174,990	32,582	66.1	285,407	53,140	76.7	北 海 道		
36,183	27,332	55.5	68,228	51,537	74.4	青 森 県		
43,102	33,746	68.5	67,074	52,513	75.8	岩 手 県		
110,771	47,758	96.9	135,786	58,542	84.5	宮 城 県		
27,499	26,719	54.2	49,923	48,507	70.0	秋 田 県		
32,414	28,981	58.8	58,395	52,210	75.4	山 形 県		
86,253	44,493	90.3	113,290	58,440	84.4	福 島 県		
116,480	39,345	79.8	194,259	65,618	94.7	茨 城 県		
84,910	42,634	86.5	139,467	70,028	101.1	栃 木 県		
104,552	52,321	106.1	134,396	67,256	97.1	群 馬 県		
219,236	29,853	60.6	449,081	61,151	88.3	埼 玉 県		
210,939	33,570	68.1	399,817	63,629	91.8	千 葉 県		
1,664,382	123,014	249.6	1,469,702	108,625	156.8	東 京 都		
359,269	39,241	79.6	660,044	72,093	104.1	神 奈 川 県		
88,123	38,299	77.7	152,225	66,158	95.5	新 潟 県		
44,426	41,338	83.9	74,568	69,385	100.2	富 山 県		
54,821	47,520	96.4	75,064	65,068	93.9	石 川 県		
39,154	49,285	100.0	60,298	75,900	109.6	福 井 県		
36,713	43,462	88.2	55,763	66,014	95.3	山 梨 県		
79,808	37,538	76.2	132,900	62,510	90.2	長 野 県		
75,457	36,519	74.1	132,683	64,214	92.7	岐 阜 県		
175,969	46,839	95.0	283,108	75,357	108.8	静 岡 県		
527,581	70,043	142.1	611,062	81,126	117.1	愛 知 県		
75,918	41,221	83.6	130,437	70,822	102.2	三 重 県		
59,647	41,998	85.2	96,319	67,818	97.9	滋 賀 県		
96,638	37,611	76.3	169,822	66,094	95.4	京 都 府		
517,142	58,359	118.4	644,883	72,774	105.0	大 阪 府		
195,921	34,945	70.9	384,103	68,510	98.9	兵 庫 県		
27,894	20,211	41.0	68,099	49,341	71.2	奈 良 県		
27,001	27,420	55.6	55,800	56,668	81.8	和 歌 山 県		
16,371	28,458	57.7	29,383	51,078	73.7	鳥 取 県		
22,850	32,813	66.6	38,077	54,678	78.9	島 根 県		
73,303	38,027	77.1	125,218	64,959	93.8	岡 山 県		
128,700	45,040	91.4	186,849	65,390	94.4	広 島 県		
56,347	40,002	81.2	87,732	62,284	89.9	山 口 県		
26,724	34,970	70.9	46,763	61,191	88.3	徳 島 県		
46,147	46,248	93.8	58,507	58,635	84.6	香 川 県		
50,005	35,582	72.2	88,822	63,204	91.2	愛 媛 県		
20,256	27,652	56.1	36,802	50,240	72.5	高 知 県		
205,963	40,177	81.5	309,062	60,289	87.0	福 岡 県		
26,177	31,238	63.4	45,853	54,718	79.0	佐 賀 県		
35,357	25,383	51.5	65,380	46,936	67.8	長 崎 県		
47,730	26,544	53.9	90,391	50,269	72.6	熊 本 県		
38,080	32,356	65.6	69,774	59,287	85.6	大 分 県		
30,291	27,056	54.9	58,061	51,861	74.9	宮 崎 県		
45,781	27,447	55.7	89,590	53,711	77.5	鹿 児 島 県		
41,262	28,126	57.1	82,868	56,486	81.5	沖 縄 県		
6,304,537	49,290	100.0	8,861,136	69,278	100.0	合 計		

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
北海道	13,343.8	13,361.3	1.2	0.1	13,806.1	13,823.6	2.0	0.1	18,288.6	18,484.6
青森県	3,135.0	3,094.4	-1.8	-1.3	3,208.9	3,177.1	-1.5	-1.0	4,397.2	4,427.9
岩手県	3,389.6	3,420.5	5.3	0.9	3,465.4	3,488.2	5.3	0.7	4,534.4	4,647.0
宮城県	6,226.9	6,396.0	1.9	2.7	6,407.2	6,534.6	2.7	2.0	8,545.0	8,895.9
秋田県	2,485.1	2,449.1	0.0	-1.4	2,581.0	2,558.2	0.7	-0.9	3,459.8	3,458.6
山形県	2,743.2	2,669.9	5.5	-2.7	2,987.4	2,927.5	6.1	-2.0	3,778.0	3,754.6
福島県	5,260.4	5,363.1	7.8	2.0	5,432.1	5,536.6	8.3	1.9	7,194.5	7,399.9
茨城県	8,350.4	8,338.5	-1.2	-0.1	9,064.1	9,012.6	-0.7	-0.6	11,417.8	11,612.4
栃木県	6,253.5	6,165.8	7.7	-1.4	6,528.8	6,343.6	7.7	-2.8	8,173.6	8,182.9
群馬県	5,812.0	5,882.9	4.6	1.2	6,049.0	6,109.0	5.1	1.0	7,802.3	8,005.5
埼玉県	15,285.5	15,073.7	2.1	-1.4	21,090.5	21,016.9	2.2	-0.3	20,805.7	20,914.4
千葉県	13,503.9	13,334.7	4.3	-1.3	18,486.0	18,403.8	3.2	-0.4	19,787.7	20,044.9
東京都	73,167.8	73,157.8	1.0	-0.0	60,541.6	60,415.5	3.0	-0.2	94,030.6	94,902.1
神奈川県	21,087.4	20,833.8	0.5	-1.2	26,979.2	26,642.5	2.1	-1.2	30,333.8	30,322.0
新潟県	6,114.6	5,989.7	0.4	-2.0	6,337.0	6,238.3	1.2	-1.6	8,683.8	8,699.1
富山県	3,195.0	3,210.1	2.1	0.5	3,410.5	3,407.8	2.7	-0.1	4,371.4	4,452.6
石川県	3,322.0	3,300.5	2.8	-0.6	3,446.7	3,405.6	3.1	-1.2	4,552.1	4,588.0
福井県	2,266.8	2,243.2	0.8	-1.0	2,316.8	2,347.1	1.4	1.3	3,163.8	3,130.0
山梨県	2,230.7	2,225.2	0.4	-0.2	2,375.4	2,352.7	0.4	-1.0	3,069.5	3,118.7
長野県	5,607.0	5,694.9	2.0	1.6	5,878.4	5,950.5	3.3	1.2	7,704.4	7,887.0
岐阜県	5,196.0	5,221.6	-1.1	0.5	5,541.5	5,545.3	-0.1	0.1	7,065.6	7,208.8
静岡県	11,173.7	10,794.2	2.4	-3.4	12,145.2	11,930.1	2.9	-1.8	15,636.5	15,442.5
愛知県	26,021.7	25,913.4	2.1	-0.4	26,437.9	26,296.1	2.6	-0.5	35,391.5	35,990.3
三重県	5,412.3	5,418.6	6.2	0.1	5,778.0	5,738.6	6.5	-0.7	7,655.6	7,656.4
滋賀県	4,300.9	4,212.7	3.4	-2.1	4,520.8	4,424.4	3.7	-2.1	5,839.2	5,845.9
京都府	7,294.0	7,406.7	-0.9	1.5	7,724.7	7,903.4	-0.5	2.3	9,759.0	10,053.8
大阪府	26,799.4	26,614.6	0.2	-0.7	26,476.7	26,624.5	1.5	0.6	37,206.9	37,934.0
兵庫県	13,352.2	13,604.5	1.7	1.9	15,438.5	15,756.7	1.7	2.1	19,156.8	19,788.1
奈良県	2,588.5	2,584.3	1.3	-0.2	3,469.4	3,486.3	2.3	0.5	3,517.7	3,540.7
和歌山県	2,621.8	2,566.2	0.3	-2.1	2,761.9	2,717.0	1.0	-1.6	3,589.1	3,579.0
鳥取県	1,297.1	1,281.6	1.6	-1.2	1,354.9	1,337.5	2.4	-1.3	1,771.2	1,779.2
島根県	1,646.4	1,670.7	0.7	1.5	1,677.1	1,699.4	1.6	1.3	2,319.0	2,382.3
岡山県	5,151.7	5,000.0	2.8	-2.9	5,341.4	5,216.0	3.4	-2.3	7,268.0	7,242.8
広島県	8,123.9	8,394.4	2.2	3.3	8,709.3	8,912.1	2.3	2.3	10,794.8	11,237.9
山口県	4,212.0	4,290.5	3.4	1.9	4,327.1	4,401.3	3.7	1.7	5,772.2	5,969.0
徳島県	2,187.9	2,218.5	4.9	1.4	2,223.6	2,219.3	5.0	-0.2	2,948.6	3,012.3
香川県	2,676.2	2,698.1	-2.1	0.8	2,783.2	2,835.4	-1.5	1.9	3,644.8	3,672.3
愛媛県	3,367.7	3,351.8	2.2	-0.5	3,512.4	3,516.7	2.9	0.1	4,706.3	4,756.5
高知県	1,686.8	1,688.3	3.2	0.1	1,863.8	1,866.1	3.4	0.1	2,305.7	2,349.5
福岡県	13,138.4	13,042.5	1.1	-0.7	14,127.7	14,045.5	1.3	-0.6	17,850.0	18,112.2
佐賀県	1,970.2	1,984.0	2.0	0.7	2,081.4	2,095.5	2.3	0.7	2,687.4	2,737.2
長崎県	3,182.3	3,065.2	-0.5	-3.7	3,347.0	3,263.2	-0.1	-2.5	4,367.2	4,310.3
熊本県	4,089.8	4,070.9	-1.3	-0.5	4,318.5	4,297.5	-0.9	-0.5	5,573.0	5,599.9
大分県	2,891.2	2,907.4	-0.7	0.6	3,007.3	3,025.1	0.7	0.6	4,067.2	4,142.6
宮崎県	2,592.1	2,560.1	3.5	-1.2	2,672.7	2,653.1	4.2	-0.7	3,588.6	3,643.4
鹿児島県	3,802.6	3,772.2	-0.1	-0.8	4,015.9	3,984.6	0.6	-0.8	5,271.7	5,330.3
沖縄県	2,752.3	2,801.0	3.9	1.8	2,972.2	3,024.4	3.9	1.8	3,912.6	4,051.1
合計	372,309.8	371,339.2	1.6	-0.3	389,021.9	388,506.9	2.4	-0.1	507,760.5	514,296.3

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成29年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目	
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別	
25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度		
1.4	1.1	20,238.9	19,810.6	2.2	-2.1	2,542	2,560	2.5	0.7	北海道	
-1.5	0.7	4,729.3	4,658.9	-0.8	-1.5	2,403	2,405	-0.4	0.1	青森県	
4.9	2.5	4,805.5	4,856.0	4.0	1.1	2,677	2,716	6.0	1.5	岩手県	
2.4	4.1	9,419.3	9,594.0	3.1	1.9	2,752	2,807	2.6	2.0	宮城県	
0.2	-0.0	3,924.5	3,843.7	1.4	-2.1	2,458	2,467	1.9	0.4	秋田県	
4.3	-0.6	4,447.4	4,414.5	5.3	-0.7	2,618	2,589	7.0	-1.1	山形県	
7.4	2.9	8,018.0	8,012.9	8.9	-0.1	2,791	2,861	9.2	2.5	福島県	
-0.5	1.7	12,329.9	12,426.1	-0.4	0.8	3,092	3,088	-0.3	-0.1	茨城県	
6.3	0.1	8,977.5	8,900.4	7.5	-0.9	3,288	3,204	8.0	-2.6	栃木県	
3.9	2.6	8,747.3	8,674.6	4.5	-0.8	3,050	3,092	5.5	1.4	群馬県	
2.2	0.5	23,501.9	23,096.1	3.7	-1.7	2,920	2,903	2.1	-0.6	埼玉県	
3.9	1.3	22,884.4	22,476.3	5.7	-1.8	2,985	2,970	3.2	-0.5	千葉県	
1.3	0.9	103,641.2	102,945.8	1.9	-0.7	4,552	4,512	2.5	-0.9	東京都	
1.0	-0.0	35,088.1	34,176.0	2.5	-2.6	2,972	2,929	2.0	-1.4	神奈川県	
0.7	0.2	9,430.8	9,140.8	0.7	-3.1	2,719	2,697	1.9	-0.8	新潟県	
0.8	1.9	4,819.6	4,782.6	1.3	-0.8	3,170	3,185	3.3	0.5	富山県	
2.1	0.8	4,919.5	5,082.1	3.0	3.3	2,973	2,947	3.4	-0.9	石川県	
0.5	-1.1	3,373.1	3,286.9	1.6	-2.6	2,916	2,973	1.9	2.0	福井県	
0.5	1.6	3,320.0	3,275.9	0.9	-1.3	2,803	2,797	1.0	-0.2	山梨県	
2.1	2.4	8,628.0	8,582.7	1.9	-0.5	2,771	2,821	3.8	1.8	長野県	
-0.7	2.0	7,856.2	7,818.2	0.0	-0.5	2,701	2,717	0.4	0.6	岐阜県	
2.3	-1.2	17,397.2	16,820.6	2.6	-3.3	3,262	3,220	3.2	-1.3	静岡県	
2.2	1.7	37,669.8	37,656.0	1.5	-0.0	3,552	3,527	2.4	-0.7	愛知県	
5.1	0.0	7,864.3	7,694.8	4.4	-2.2	3,152	3,144	6.9	-0.3	三重県	
3.1	0.1	6,560.0	6,454.9	2.6	-1.6	3,193	3,126	3.6	-2.1	滋賀県	
-0.3	3.0	11,133.6	11,145.1	1.1	0.1	2,951	3,028	-0.2	2.6	京都府	
0.8	2.0	37,737.5	37,290.2	0.6	-1.2	2,992	3,013	1.6	0.7	大阪府	
1.6	3.3	21,257.0	21,629.5	3.6	1.8	2,778	2,844	1.9	2.4	兵庫県	
0.9	0.7	4,104.3	4,015.0	3.5	-2.2	2,508	2,534	2.8	1.0	奈良県	
-0.1	-0.3	3,876.2	3,738.0	-0.2	-3.6	2,820	2,798	1.8	-0.8	和歌山県	
1.5	0.5	2,016.5	1,984.4	3.1	-1.6	2,346	2,330	3.1	-0.6	鳥取県	
1.0	2.7	2,476.1	2,475.5	1.2	-0.0	2,389	2,440	2.3	2.1	島根県	
3.0	-0.3	8,131.2	7,954.8	3.4	-2.2	2,767	2,711	3.7	-2.0	岡山県	
1.4	4.1	11,938.5	12,094.8	1.8	1.3	3,067	3,145	2.6	2.6	広島県	
2.9	3.4	6,181.8	6,240.3	3.1	0.9	3,048	3,126	4.5	2.5	山口県	
3.9	2.2	3,164.0	3,143.9	4.1	-0.6	2,889	2,905	5.8	0.6	徳島県	
-2.3	0.8	4,040.4	4,010.7	-0.8	-0.7	2,824	2,890	-1.1	2.3	香川県	
2.2	1.1	5,134.2	5,079.9	2.2	-1.1	2,500	2,520	3.6	0.8	愛媛県	
3.3	1.9	2,533.5	2,535.9	3.7	0.1	2,502	2,530	4.3	1.1	高知県	
1.6	1.5	19,359.8	19,237.0	2.0	-0.6	2,776	2,759	1.2	-0.6	福岡県	
2.0	1.9	2,873.2	2,754.8	2.1	-4.1	2,479	2,509	2.8	1.2	佐賀県	
0.1	-1.3	4,880.6	4,666.3	-0.2	-4.4	2,396	2,354	0.7	-1.8	長崎県	
0.1	0.5	6,117.4	5,984.1	0.2	-2.2	2,398	2,395	-0.6	-0.1	熊本県	
-0.6	1.9	4,440.7	4,386.5	0.2	-1.2	2,552	2,583	1.3	1.2	大分県	
2.8	1.5	3,980.0	3,919.1	3.5	-1.5	2,385	2,381	4.7	-0.2	宮崎県	
0.1	1.1	5,858.1	5,800.3	0.4	-1.0	2,391	2,389	1.2	-0.1	鹿児島県	
3.5	3.5	4,403.9	4,412.7	4.6	0.2	2,100	2,129	3.5	1.3	沖縄県	
1.7	1.3	558,230.1	552,979.9	2.3	-0.9	3,056	3,057	2.6	0.0	合計	

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,164,065	102.7	1,080,474	105.5	814,456	107.1
8	5,287,664	102.4	1,149,541	106.4	846,709	104.0
9	5,333,382	100.9	1,141,712	99.3	867,720	102.5
10	5,260,134	98.6	1,035,123	90.7	825,516	95.1
11	5,219,883	99.2	983,264	95.0	799,162	96.8
12	5,285,127	101.2	1,052,772	107.1	835,293	104.5
13	5,190,735	98.2	967,047	91.9	779,935	93.4
14	5,147,644	99.2	916,670	94.8	736,525	94.4
15	5,179,306	100.6	942,364	102.8	744,328	101.1
16	5,211,802	100.6	975,758	103.5	767,411	103.1
17	5,256,922	100.9	1,022,813	104.8	823,386	107.3
18	5,290,766	100.6	1,052,499	102.9	844,190	102.5
19	5,309,973	100.4	1,030,269	97.9	838,834	99.4
20	5,094,658	95.9	980,339	95.2	788,413	94.0
21	4,920,704	96.6	763,859	77.9	675,156	85.6
22	4,992,810	101.5	830,182	108.7	681,205	100.9
23	4,940,172	98.9	860,659	103.7	704,111	103.4
24	4,944,780	100.1	875,160	101.7	718,589	102.1
25	5,072,460	102.6	924,928	105.7	774,636	107.8
26	5,184,685	102.2	969,602	104.8	810,515	104.6
27	5,339,044	103.0	1,005,362	103.7	832,659	102.7
28	5,392,543	101.0	1,002,950	99.8	836,234	100.4
29	5,503,000	102.0	1,049,000	104.6	876,000	104.8
30	5,643,000	102.5	1,109,000	105.7	923,000	105.3

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	13,764	-	252,254	93.6	2,755,937	102.1
8	15,226	-	287,606	114.0	2,828,173	102.6
9	35,880	-	238,112	82.8	2,840,363	100.4
10	192	-	209,415	87.9	2,838,406	99.9
11	-30,594	-	214,696	102.5	2,858,823	100.7
12	4,323	-	213,156	99.3	2,872,010	100.5
13	-9,443	-	196,555	92.2	2,885,150	100.5
14	-10,816	-	190,961	97.2	2,882,191	99.9
15	7,452	-	190,584	99.8	2,876,858	99.8
16	14,102	-	194,245	101.9	2,893,371	100.6
17	4,728	-	194,699	100.2	2,929,647	101.3
18	9,325	-	198,984	102.2	2,946,413	100.6
19	17,379	-	174,056	87.5	2,969,166	100.8
20	16,631	-	175,295	100.7	2,914,011	98.1
21	-46,755	-	135,458	77.3	2,870,397	98.5
22	10,333	-	138,644	102.4	2,875,927	100.2
23	13,647	-	142,901	103.1	2,886,166	100.4
24	7,419	-	149,152	104.4	2,909,432	100.8
25	-15,976	-	166,268	111.5	2,998,090	103.0
26	3,911	-	155,176	93.3	2,987,393	99.6
27	12,043	-	160,660	103.5	3,009,466	100.7
28	-3,456	-	170,172	105.9	3,004,936	99.8
29	-2,000	-	175,000	103.0	3,052,000	101.6
30	7,000	-	179,000	102.2	3,115,000	102.1

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数22年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)
昭和45年度	48.6	110.8	54.8	102.1	32.0	-
50	52.9	95.6	84.6	102.3	55.2	110.4
55	71.4	102.2	111.4	112.5	75.7	107.7
60	85.0	102.5	109.5	98.3	85.7	101.9
平成2年度	107.1	105.0	105.3	101.2	92.1	103.1
7	101.5	102.1	100.4	98.9	97.5	99.8
8	104.9	103.4	98.9	98.5	97.9	100.4
9	106.1	101.1	99.9	101.0	99.9	102.0
10	98.8	93.0	97.8	97.9	100.1	100.2
11	101.5	102.6	97.0	99.3	99.6	99.5
12	105.8	104.3	96.5	99.4	99.0	99.4
13	96.1	90.9	94.1	97.5	98.0	99.0
14	98.9	102.8	92.5	98.3	97.4	99.4
15	101.8	103.5	92.0	99.4	97.2	99.8
16	105.7	103.9	93.5	101.7	97.1	99.9
17	107.4	101.6	95.1	101.7	96.9	99.8
18	112.3	104.6	97.1	102.0	97.1	100.2
19	115.4	102.7	99.3	102.3	97.5	100.4
20	101.0	87.3	102.4	103.2	98.6	101.1
21	91.4	90.5	97.2	94.9	96.9	98.3
22	99.4	108.8	97.6	100.4	96.4	99.5
23	98.7	99.3	98.9	101.3	96.3	99.9
24	95.8	97.1	97.9	99.0	96.1	99.8
25	98.9	103.2	99.7	101.8	96.9	100.8
26	98.4	99.5	102.5	102.8	99.8	103.0
27	97.5	99.1	99.1	96.7	100.0	100.2
28	98.6	101.1	96.8	97.7	100.0	99.9
29	-	104.7	-	102.6	-	100.7
30	-	102.7	-	102.3	-	101.1

(注) 平成28年度までは実績、平成29年度及び平成30年度は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成30年1月22日閣議決定)によった。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(平成30年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(平成30年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(平成30年度)
- IV 主要経済指標(平成30年度)

I 地方財政計画（平成30年度）

【通常収支分】

(単位：億円)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	394,294	390,663	3,631	0.9
II 地 方 譲 与 税	25,754	25,364	390	1.5
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,514	2,560	△ 46	△ 1.8
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	80	83	△ 3	△ 3.6
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,675	2,560	115	4.5
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	149	0	0.0
5 特 別 と ん 譲 与 税	125	125	0	0.0
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	20,211	19,887	324	1.6
III 地 方 特 例 交 付 金	1,544	1,328	216	16.3
IV 地 方 交 付 税	160,085	163,298	△ 3,213	△ 2.0
V 国 庫 支 出 金	136,512	135,386	1,126	0.8
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,228	15,248	△ 20	△ 0.1
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	91,730	91,194	536	0.6
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	14,177	14,521	△ 344	△ 2.4
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,112	13,966	146	1.0
(ロ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	738	706	32	4.5
(ハ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,277	1,240	37	3.0
(ニ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	13,538	12,946	592	4.6
(ホ) 児 童 手 当 等 交 付 金	13,795	14,007	△ 212	△ 1.5
(ヘ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,635	3,578	57	1.6
(ニ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	8,977	7,879	1,098	13.9
(フ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	21,481	22,351	△ 870	△ 3.9
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,995	26,373	622	2.4
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,710	26,072	638	2.4
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	285	301	△ 16	△ 5.3
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	283	283	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	72	72	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	602	621	△ 19	△ 3.1
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,178	1,196	△ 18	△ 1.5
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	370	344	26	7.6
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	55	△ 1	△ 1.8
VI 地 方 債	92,186	91,907	279	0.3
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,091	16,184	△ 93	△ 0.6
VIII 雑 収 入	42,890	42,370	520	1.2
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 77	△ 77	0	0.0
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 306	△ 225	△ 81	36.0
歳 入 合 計	868,973	866,198	2,775	0.3

(単位：億円)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	203,144	203,209	△ 65	△ 0.0
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	187,222	186,629	593	0.3
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	56,403	56,553	△ 150	△ 0.3
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,407	23,463	△ 56	△ 0.2
(ウ) 消 防 職 員	12,313	12,224	89	0.7
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	95,099	94,389	710	0.8
2 退 職 手 当	15,831	16,472	△ 641	△ 3.9
3 恩 給 費	91	108	△ 17	△ 15.7
II 一 般 行 政 経 費	370,522	365,590	4,932	1.3
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	202,356	197,809	4,547	2.3
(ア) 生 活 保 護 費	38,702	38,922	△ 220	△ 0.6
(イ) 児 童 保 護 費	7,316	6,161	1,155	18.7
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	27,076	25,891	1,185	4.6
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	25,901	25,288	613	2.4
(オ) 介 護 給 付 費	27,436	26,661	775	2.9
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	19,785	20,094	△ 309	△ 1.5
(キ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	17,246	15,759	1,487	9.4
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	38,894	39,033	△ 139	△ 0.4
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	140,614	140,213	401	0.3
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15,052	15,068	△ 16	△ 0.1
4 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0
5 重 点 課 題 対 応 分	2,500	2,500	0	0.0
III 地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	-	1,950	△ 1,950	皆減
IV 公 債 費	122,064	125,902	△ 3,838	△ 3.0
V 維 持 補 修 費	13,079	12,621	458	3.6
VI 投 資 的 経 費	116,180	113,570	2,610	2.3
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,612	5,590	22	0.4
2 公 共 事 業 費	52,492	51,683	809	1.6
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	52,112	51,278	834	1.6
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	380	405	△ 25	△ 6.2
(直轄、補助事業計)	58,104	57,273	831	1.5
3 一 般 事 業 費	28,093	27,726	367	1.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	27,718	27,356	362	1.3
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	375	370	5	1.4
4 特 別 事 業 費	29,983	28,571	1,412	4.9
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	10,878	10,766	112	1.0
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	935	935	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	3,500	1,300	37.1
(地方単独事業計)	58,076	56,297	1,779	3.2
VII 公 営 企 業 繰 出 金	25,584	25,256	328	1.3
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,715	11,694	21	0.2
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,869	13,562	307	2.3
VIII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	18,400	18,100	300	1.7
歳 出 合 計	868,973	866,198	2,775	0.3

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成30年度		平成29年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	394,294	45.4	390,663	45.1
地 方 譲 与 税	25,754	3.0	25,364	2.9
地 方 特 例 交 付 金	1,544	0.2	1,328	0.2
地 方 交 付 税	160,085	18.4	163,298	18.8
国 庫 支 出 金	136,512	15.7	135,386	15.6
地 方 債	92,186	10.6	91,907	10.6
使 用 料 及 び 手 数 料	16,091	1.8	16,184	1.9
雑 収 入	42,890	4.9	42,370	4.9
歳 入 合 計	869,356	100.0	866,500	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	平成30年度		平成29年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	203,144	23.4	203,209	23.5
一 般 行 政 経 費	370,522	42.6	365,590	42.2
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	-	-	1,950	0.2
公 債 費	122,064	14.0	125,902	14.5
維 持 補 修 費	13,079	1.5	12,621	1.5
投 資 的 経 費	116,180	13.4	113,570	13.1
公 営 企 業 繰 出 金	25,584	2.9	25,256	2.9
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	18,400	2.2	18,100	2.1
歳 出 合 計	868,973	100.0	866,198	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	4,227	4,503	△ 276	△ 6.1
II 一般財源充当分	77	77	0	0.0
III 国庫支出金	6,688	8,059	△ 1,371	△ 17.0
IV 地方債	32	161	△ 129	△ 80.1
V 雑収入	55	42	13	31.0
歳 入 合 計	11,079	12,842	△ 1,763	△ 13.7
B 歳 出				
I 給与関係経費	84	96	△ 12	△ 12.5
II 一般行政経費	2,950	4,200	△ 1,250	△ 29.8
1 国庫補助負担金等を伴うもの	2,153	3,374	△ 1,221	△ 36.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	797	826	△ 29	△ 3.5
III 公債費	55	43	12	27.9
IV 投資的経費	7,810	8,341	△ 531	△ 6.4
1 直轄事業負担金	677	766	△ 89	△ 11.6
2 公共事業費	6,931	7,201	△ 270	△ 3.7
3 一般事業費	202	374	△ 172	△ 46.0
V 公営企業繰出金	180	162	18	11.1
歳 出 合 計	11,079	12,842	△ 1,763	△ 13.7

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成30年度		平成29年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	4,227	38.2	4,503	35.1
II 一般財源充当分	77	0.7	77	0.6
III 国庫支出金	6,688	60.3	8,059	62.7
IV 地方債	32	0.3	161	1.3
V 雑収入	55	0.5	42	0.3
歳 入 合 計	11,079	100.0	12,842	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	84	0.8	96	0.7
II 一般行政経費	2,950	26.6	4,200	32.7
III 公債費	55	0.5	43	0.3
IV 投資的経費	7,810	70.5	8,341	65.0
V 公営企業繰出金	180	1.6	162	1.3
歳 出 合 計	11,079	100.0	12,842	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	728	720	8	1.1
II 一 般 財 源 充 当 分	306	225	81	36.0
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	1,035	946	89	9.4
B 歳 出				
I 公 債 費	1,035	946	89	9.4
歳 出 合 計	1,035	946	89	9.4

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成30年度		平成29年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	728	70.3	720	76.1
II 一 般 財 源 充 当 分	306	29.6	225	23.8
III 雑 収 入	1	0.1	1	0.1
歳 入 合 計	1,035	100.0	946	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	1,035	100.0	946	100.0
歳 出 合 計	1,035	100.0	946	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（平成30年度）

（単位 億円）

税 目	平成29年度 当初予算額	平成30年度				
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)
（一般会計）						
所得税	148,740	8,510	157,250	-	157,250	8,510
源泉分	30,740	2,210	32,950	-	32,950	2,210
申告分	179,480	10,720	190,200	-	190,200	10,720
計	123,910	△ 2,210	121,700	△ 30	121,670	△ 2,240
法人税	21,150	1,560	22,710	△ 310	22,400	1,250
相続税	171,380	4,200	175,580	-	175,580	4,200
消費税	13,110	-	13,110	-	13,110	-
酒税	9,290	△ 820	8,470	270	8,740	△ 550
たばこ税	23,940	△ 640	23,300	-	23,300	△ 640
揮発油税	80	-	80	-	80	-
石油ガス税	520	-	520	-	520	-
航空機燃料税	6,880	210	7,090	-	7,090	210
石油石炭税	3,130	100	3,230	-	3,230	100
電源開発促進税	3,700	250	3,950	-	3,950	250
自動車重量税	-	-	-	60	60	60
国際観光旅客税（仮称）	9,530	540	10,070	150	10,220	690
関税	100	-	100	-	100	-
とん税	7,700	△ 440	7,260	-	7,260	△ 440
印紙収入	3,220	60	3,280	-	3,280	60
収入印紙	10,920	△ 380	10,540	-	10,540	△ 380
現金収入	577,120	13,530	590,650	140	590,790	13,670
計						
（交付税及び譲与税配付金特別会計）						
地方法人税	6,439	94	6,533	-	6,533	94
地方揮発油税	2,562	△ 69	2,493	-	2,493	△ 69
石油ガス税（譲与分）	80	-	80	-	80	-
航空機燃料税（譲与分）	149	-	149	-	149	-
自動車重量税（譲与分）	2,539	172	2,711	-	2,711	172
特別とん税	125	-	125	-	125	-
地方法人特別税	20,025	235	20,260	-	20,260	235
計	31,919	432	32,351	-	32,351	432
（国債整理基金特別会計）						
たばこ特別税	1,437	△ 125	1,312	△ 24	1,288	△ 149
（東日本大震災復興特別会計）						
復興特別所得税	3,764	239	4,003	-	4,003	239
総計	614,240	14,076	628,316	116	628,432	14,192

（注）たばこ特別税の税制改正による減収見込額は、たばこ税法の改正（平成30年度税制改正におけるたばこ税の見直し）によるものである。

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（平成30年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
（1）給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	▲ 370	-
（2）給与所得控除の見直し	730	-
（3）公的年金等控除の見直し	70	-
（4）基礎控除の逡減・消失化	350	-
（5）公募投資信託等の内外二重課税の調整等	▲ 50	-
個人所得課税 計	730	-
2. 資産課税		
（1）事業承継税制の特例の創設等	▲ 710	▲ 310
（2）農地等の納税猶予制度の見直し	▲ 20	0
資産課税 計	▲ 730	▲ 310
3. 法人課税		
（1）賃金引上げ及び投資の促進に係る税制上の措置	▲ 1,610	▲ 1,290
（2）情報連携投資等の促進に係る税制の創設	▲ 130	▲ 120
（3）所得拡大促進税制の見直し	1,740	1,390
（4）その他の租税特別措置の見直し	▲ 10	▲ 10
法人課税 計	▲ 10	▲ 30
4. 消費課税		
（1）国際観光旅客税（仮称）の創設	430	60
（2）たばこ税の見直し	1,280	270
（3）簡易課税制度のみなし仕入率の見直し（消費税）	▲ 110	-
消費課税 計	1,600	330
合 計	1,590	▲ 10

（注1） 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

（注2） 「3.（4）その他の租税特別措置の見直し」は、高度省エネルギー投資促進税制等の創設（平年度▲40億円、初年度▲30億円）、原子力発電施設解体準備金制度の見直し（平年度▲80億円、初年度▲80億円）及び環境関連投資促進税制の廃止（平年度110億円、初年度100億円）である。

（注3） 「4.（2）たばこ税の見直し」の平年度の増収見込額は、平成34年10月以降に適用される改正の増収見込額である。なお、見直しによるたばこ特別税の減収見込額（特別会計分）は、平年度▲102億円、初年度▲24億円と見込まれる。

IV 主要経済指標(平成30年度)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度比増減率								
	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	平成28年度		平成29年度		平成30年度				
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2016年度)	(2017年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2018年度)	(2018年度)			
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)			
国内総生産	539.3	550.3	564.3	1.0	1.2	2.0	1.9	2.5	1.8			
民間最終消費支出	300.5	305.2	311.5	▲ 0.2	0.3	1.6	1.2	2.1	1.4			
民間住宅	17.0	17.5	17.9	5.9	6.2	3.0	1.1	2.2	0.6			
民間企業設備	83.6	87.6	92.3	0.4	1.2	4.8	3.4	5.3	3.9			
民間在庫変動()内は寄与度	▲ 0.3	▲ 0.2	0.7	(▲ 0.3)	(▲ 0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)			
政府支出	133.2	135.9	137.3	0.3	0.5	2.1	1.3	1.0	0.4			
政府最終消費支出	106.2	107.8	109.1	0.2	0.5	1.5	1.0	1.2	0.8			
公的固定資本形成	27.0	28.1	28.2	0.6	0.9	4.2	2.6	0.1	▲ 1.2			
財貨・サービスの輸出	88.6	96.5	102.5	▲ 3.4	3.4	9.0	4.8	6.2	4.0			
(控除)財貨・サービスの輸入	83.3	92.3	97.9	▲ 9.5	▲ 1.1	10.8	3.3	6.1	3.4			
内需寄与度	/			▲ 0.1	0.4	2.2	1.6	2.5	1.6			
民需寄与度				▲ 0.1	0.3	1.7	1.3	2.2	1.5			
公需寄与度				0.1	0.1	0.5	0.3	0.2	0.1			
外需寄与度				1.1	0.8	▲ 0.2	0.3	0.1	0.1			
国民所得	391.7	402.9	414.1	0.4	/	2.8	/	2.8	/			
雇用者報酬	269.9	274.5	281.2	2.4	/	1.7	/	2.4	/			
財産所得	24.1	25.3	26.7	▲ 5.0	/	4.9	/	5.5	/			
企業所得	97.7	103.1	106.2	▲ 3.7	/	5.5	/	3.1	/			
国民総所得	556.3	570.5	585.7	0.4	0.9	2.6	1.8	2.7	1.8			
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度				
労働力人口	6,681	6,735	6,759	0.7		0.8		0.4				
就業者数	6,479	6,546	6,580	1.0		1.0		0.5				
雇用者数	5,764	5,835	5,877	1.4		1.2		0.7				
完全失業率	%	%程度	%程度	/								
	3.0	2.8	2.7									
生産	%	%程度	%程度									
鉱工業生産指数・増減率	1.1	4.7	2.7									
物価	%	%程度	%程度	/								
国内企業物価指数・変化率	▲ 2.3	2.6	2.3									
消費者物価指数・変化率	▲ 0.1	0.7	1.1									
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.2	0.2	0.8									
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度				
貿易・サービス収支	4.4	2.8	3.3	/								
貿易収支	5.8	3.7	3.1									
輸出	70.7	77.4	82.8							▲ 3.4	9.5	7.0
輸入	64.9	73.7	79.7							▲ 10.9	13.6	8.2
経常収支	20.4	21.4	22.8	/								
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度									
	3.8	3.9	4.0									

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成28年度 (実績)	平成29年度	平成30年度
世界GDP(日本を除く)の 実質成長率(%)	2.9	3.4	3.4
円相場(円/ドル)	108.4	111.9	112.6
原油輸入価格(ドル/バレル)	47.3	55.5	61.6

(備考)

- 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成29年11月8日～12月7日の期間の平均値(112.6円/ドル)で同年12月8日以後一定と想定。
- 原油輸入価格は、平成29年11月8日～12月7日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(61.6ドル/バレル)で同年12月8日以後一定と想定。